

神都名勝誌

卷四

ル 4
1161
5





凡 4
1161
卷 5

醒



意

心



明治二十八年五月
二十九日書山下官
舎

杉原野村清



神都名勝誌卷之四

目錄

樋手淵	宇治岡	古市町	長盛座
岳道	鹽屋道	古市町 <small>并伊勢音頭踊之園</small>	大五輪
本誓寺	倉田山	金塚	松尾寺
兩池	貝吹山	大林寺	遊女阿紺墓碑
桃山	宮比神社	中之町	寒風里
葛籠石	寂照寺	御蔭神社	陽田片岸
牛鬼洞	櫻木町	淺間神社	名物太閤餅
浦田坂	間の山節	瀧倉社	浦田町
猿田彦神社	檜尾	大浦田沼	姫小川
神宮教本院	四方輿之圖	神宮皇學館	神宮大麻局製曆局

神宮祭主官舎	中之切町	神宮司廳附屬舎	新橋
名物赤福餅	宇治山神社	今在家町	津長神社
大水神社	林崎文庫 <small>并圖文庫創立碑 講堂額 孝聖碑</small>	饗土橋姫神社	五十鈴川 <small>并御用村川曳之 圖</small>
栲幡皇女墓	宇治橋 <small>并圖同橋渡始 之古圖</small>	落合神社	網受
神路山	丸山	鮎石之圖	法度口
一瀬	熊淵神社	鏡石神社	山神社
牛石	鏡石 <small>并圖</small>	碁盤石	石津賀神社
神足石	仙人櫓	表見張所	張尾紫薇
大瀧 <small>并圖</small>	小瀧	行在所	一鳥居橋
神宮司廳	一鳥居	齋内親玉河原殿院	參集所
祓所	手水場	御神樂殿	二鳥居
子良館	時雍館		廳舎

五丈殿	酒殿	由貴御倉	水量柱
櫻宮石壇	忌火屋殿	祓所	御竈木屋
齋内親玉御膳院	荒祭宮遙拜所	御輿宿	叔種石
玉串行事所	御費調舎	御川	蕃屏
板垣鳥居 <small>并宮中圖</small>	南宿衛屋	外玉垣御門	中重鳥居
石壺 <small>并勅使祭文奉讀圖</small>	四丈殿	鳥名子舞圖	内玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	皇大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神領	毛利輝元祈願狀
神異	東西寶殿	興玉神	宮比神
屋乃波比伎神	北宿衛屋	北御門	蕃屏
御井	大宮院御鋪地	古神寶發塚趾	荒祭宮 <small>并圖</small>
神異 <small>并荒祭宮御託宣 圖</small>	遙拜所	外幣殿	御稻御倉

内御廐	中御廐	風宮橋 <small>并圖同橋板寶珠銘</small>	僧尼拜所趾
風日祈宮	八百萬神拜所	龍祭神	菰所
外御廐	高倉殿	裏見張所	神苑
茶臼石 <small>并圖</small>	百枝松	大山祇神社	磯部朝熊道
石井神社、地	山口祭場	荒木田一門氏神社	岩井田山下神社
荒木田守武靈社趾 <small>并守武神主像同神主自筆之世中百首</small>	大沼橋 <small>并古圖</small>	馬淵	
母豆社	餓鬼谷	毛水晶	西行谷 <small>并西行法師木像圖</small>
世木	神馬埋場	神宮寺趾	瀑布
曼陀羅石	經瓦 <small>并摺本</small>	古墳	

樋手淵倭町と古市町との堺か土俗地獄谷と称す。

延長四年四月の官符、東限赤峯并樋手淵とあり。豊受大神宮の遠境あり。此の邊、元深谷なり。を道路改修の時、之を埋めて、今僅に、小渠を通ぜり。水源も、經峯、轉山やまの溪間より流れて、宇治郷と、繼橋郷との堺を通過し、北側人家の裏まで、嶮崖を下り、倉田山の西麓を匝り、阿加井谷を経て、神田久志本に至り、勢田川と合す。
大神宮諸雜事記
 長曆年中、當宮造宮使、大中臣朝臣明輔之時、御殿材木、乎流置於宇尻瀬川、天欲曳上之程、當宮權禰宜從五位下秀賴神主、以七月七日、天臨于件川上、字樋手淵、天沐水之間、流死已了、乍驚、造宮使、件材木忽流下、天宮川尻廻入、天字驛家瀬上、曳上天造作已了、

宇治岡ちのそか 樋手淵の東、古市町より、中之町、櫻木町を経て、浦田坂に至る國道の總称あり。

往古は一派の峯巒蜿蜒横亘し、其の間岩路通遶して、終に人馬を
通たりき。故に長峯の称あり。天正年中、神郡の奉行を兼ね、田
丸の城主稻葉藏人道通諸書も通直に作れるも非あり、豊臣家の命を受け、岩石
を斲鑿して、坦途を開き、路の両側、松櫻の樹を植ゑしめ、参拜人
も便を興へたりといふ。

太神宮諸雜事記

治曆四年九月、御祭使、王内膳正章資王、中臣祭主神祇少副
元範等也、抑太神宮参入之間、祭使官司等、到於宇治、岡天例
乃浦田加坂仁不向天、件宇治岡乃東字陽田片岸云、道懸天
井、面云、所半徹、天川上、参宮勢利、其故、宇奈宇志禰云、所居住、下
人死去了、仍彼死去之門許、為違先例、任神主注文、所参宮也、
嘉曆三年公卿勅使記
來月十九日、公卿勅使可被發遣、旨所被仰下也、而宇治岡官
道可修治、所く有之、自尾上坂迄浦田坂、相催上中村尾崎楠

部村人等、令致修治之、是為邂逅事、更不可難澁之、旨在地刀
禰相共、殊可令致沙汰給者、依廳宣、執達如件、

嘉曆三年三月十四日

中村三郎大夫殿

尾崎西次郎大夫殿

東鑑治承五年正月五日條

關東健侍等、廻南海、可入花洛之由、風聞仍、平家分置家人等、
所、海浦、其内差遣、伊豆江、四郎警固志摩國、而今日熊野山
衆徒等、競集于件國、菜切島襲攻江、四郎之間、郎從多、以被疵
敗走、江、四郎經、太神宮御鎮坐神道山、遁隱、宇治岡、

氏經神事記寶徳二年八月條

廿三日、盗人六郎、於山田、召捕之、於宇治岡邊、誅如此者、於神

宮誅事新儀也、

古市町傳町、續ける國道、小一、西
裏、岳道、塩屋道等の小巷あり。

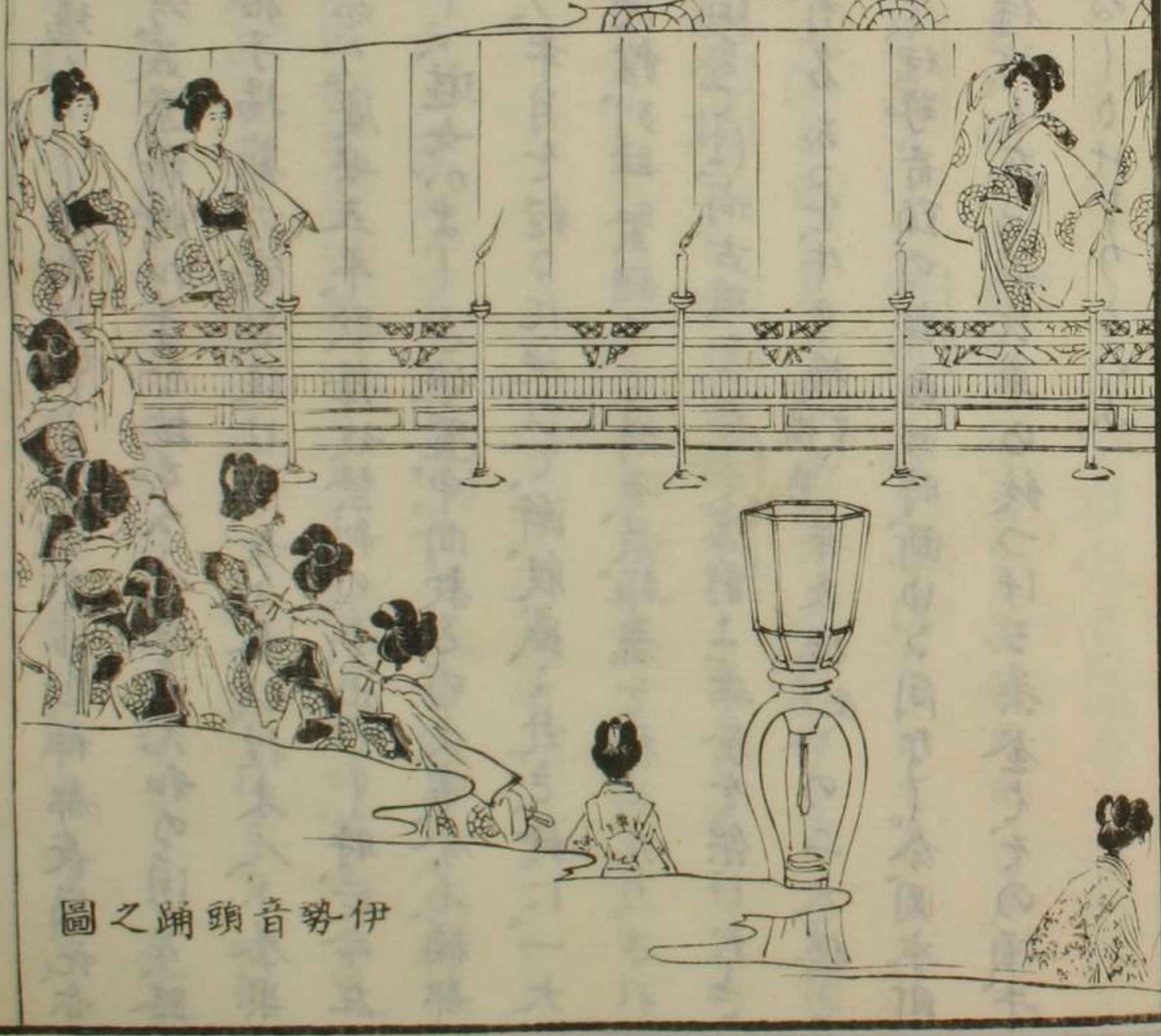
上世は都も都も歌垣とて
 春秋に若き男女立ちあ
 ずて音頭をあげ歌舞を
 行ひつらとわき後よハ
 その風俗をこれこそ
 秋のふみ月のみ月
 づれて秋は踊らぬ
 ひなの國を残りぬ
 この國も伊勢踊
 と唱て其の遠風
 を行ひ奉り一を寛
 延の頃備布屋に主
 人感むる所ありて
 今のおくは仕担み
 とどこは佳友跡生
 の日毎よふの國なる
 小倭郷より 齡六十路



四ノ四

深高

之餘る夫婦の者等の
 来て外宮は鶴の舞と
 言ふ者を奏せ古例
 ありて思ひ出でて一ふ
 るその儀えつらと續き
 二はがが歌垣の舊りに
 一花と振花接上の春
 色にうつし都の花は名
 勝を音頭をあげてか
 らの少女子等も神り
 踊らせて伊勢宿の人
 どもは見物よ供せしとて
 妬めつらりのなりと持まか
 を観客の褒賞せらるる後
 ことぞうあげの舞臺さへ
 ありて今れどくもな
 たりなり也



伊勢音頭踊之圖

往古は貿易の市場ありしゆゑ、かく云へるからむ。神都長嶺記、赤
烏帽子、古中茶女考、義景、蔭繪松等を按ずるに、慶長、元和の頃より、路
傍並木の間に、竹格子揚幕の家を設け、婦女を養ひ、往来人、茶果
を供せしむ、濫觴あり。慶安五年、歌舞妓禁制の令出でし時、延命左
兵衛より差し出し、遊女がましき娘置申間敷との文書、今小楠部
小保存せり。夫より、年月を経るに従ひて、漸、殷盛し赴き、終に、一
遊廓となり、娼樓、酒館、列肆繁錯して、構造、最雄麗を極めたり。され
ども、明治維新の頃までは、尚、古風を存し、店前、茶釜を架けおき
ありとて、街中、最有名あるを、牛車樓備前、華表樓杉本の二大樓と
す。遊客、常々充滿し、伊勢音頭、の舞曲、四時、断ゆる間なく。今、岡本町
大神宮祠前の接待所、在る、源氏車の紋つける茶釜と、その頃、牛
車樓の店頭、不用ぬし、此なりといふ。

長峯上二時

酉の時

變化へんげ既すなはなりて、あは間より、顯あら色いろいで、多分、茶釜の前より、居坐す。
暮色くもくの見事みごとさへ、殊ことごと更さらりて、過行くわぎやうの客を呼びとめて、茶ちやを
あり。茶ちやふして、終すま酒とあるあり。相あひあひあき折しらしらしりて、情
人も、情人こひびとのかりひ、雲うん願えん客かくも、雲うん願えんの調てう菜さい坊ぼうとある。キャクとの

門遊も、亦、一興。

長盛座

本町の中
央にあは

此の地乃劇場ハ、元、三座ありて、一、操あそ、二、歌うた、舞ま妓ぎありき。新撰
古今役者大全云、田舎芝居の第一と立つるは、伊勢の芝居也て、
尤、由緒深し。毎年、正月末より五月までハ、二軒有れども、一軒
もなきことあり。昔、伊勢の芝居を、藝の志めし場として、是を、
首尾よく勤め、評判よき役者を、京大坂の武番目師と志すこと

やななりと見えたり。今ハ長盛座の一塲せと残たり。

岳道 たけみち 本町より東へ通ずる小巷あり。朝熊岳
よ登る順路あるを以て、かく名づく。

鹽屋道 しほやみち 同巷の小路あり。二見郷御塩殿より、皇
大神宮御料の御塩を調進する道あり。

久世戸町 くせと 岳道へ續ける小巷より、楠部朝熊を経て、鳥
羽に至る道路あり。古くハ、龜尾と称せしよし。

久世は、布施の横札なるべし。五十鈴川暴漲の時、布施屋を作り
し地ありしゆ急かく云へるや。太神宮諸雜事記、仁壽二年八

月洪水の條、宇治郷布施里と見えたり

大五輪 おほごりん 久世戸の北、山
圓の中あり。

方四尺許、高さ一丈餘の石塔婆あり。周圍は、石壇を設け、鳥居を
建つ。梵字年號等ハ見えざれども、さまで古き物ハはあらず。或ハ、
和泉式部の塔といひ、或ハ、文明年中、宇治山田合戦の時戦死せ
し者の靈を祀れる者とも云へり。楠領雜記ハ、此の五輪、楠部小

在りし興正寺の支配おれむ、北畠國司の記念碑あらむと見え
たり。

二河山本誓寺 ふたがわさんほんせいじ 久世戸の南あり。津土宗鎮西
派より、智恩院の末刹あり。

倉田山 くらたやま 大五輪より、北へ連
れる岡阜をいふ。

山勢北へ奔り、沙路平坦、恰牛背を行くごとし。東ハ、楠部中村
の水田を俯瞰し、西ハ、阿加井小塚し、北ハ、近海を望む。亦佳眺也。

金塚 かねづか 大五輪の北三丁許畑中あり。柿の古木
一株存せり。長峰長官の舊塚ありといふ。

長峯經仲神主 ながのねのつな 長峯長官の舊塚ありといふ。
皇太神宮稱宜轉補次第

長峯忠満神主 ながのねのちみつ 建仁元年八月廿七日為一補
宜、補宜三十五年、長官四年。

龍池山松尾寺觀音堂 りゅうちやまのまつお寺くわんおんどう 倉田山東の尾崎あり。老松叢立の
間へ建てり。此の邊を、宇松尾といふ。

往古は、寺觀壯大し、坊舎、数棟ありし、何の頃より、廢絶せ
り。土俗厄落觀音と称す。毎年二月初午の日、綺羅絡繹せり。

此の嶺を傳ひて、二見鳥羽街道ある黒瀬中濱等に出づる道あり。

氏經神事記文安六年六月條
十五日、賀海神態、依大水、宇治、岡仁輪、松尾ヨリ黒瀬中濱仁出

於塩合橋南、解繩神事於行乘舟。

兩池 松尾山の東麓にある二大沼をいふ。鹿海、黒瀬等の水田の灌漑に供す。傳へいふ。此の池は、雌雄の大蛇棲みたりと。

貝吹山 四郷村大字鹿海に属す。

文明年中、宇治山田戦争の時、軍卒を集むる為、螺貝を吹き

し所ありと云ふ。此の貝を、バツコと唱へ、楠部満願寺に保存せ

し。享保六年十二月廿日の火災に焼亡し、由、楠領雜記小

見えし。

高照山大林寺

遊女阿紺墓碑

西裏にあり。西山派永觀堂の末利あり。此の寺、元岳道にありしを、元禄年中、此所に移せりと云ふ。同寺の境内にあり。江戸俳優三代目阪東彦三郎の建てし所あり。碑面は、増屋妙縁信女、文政十二年己丑年三月九日、俗名おこん、年四十九と彫む。但、埋葬地も、久世戸からむと云ふ。

阿紺も、本町青樓油屋清右衛門 今の旅館白井清榮門 の抱妓あり。全妓の

事よりして、宇治浦田町ある醫師孫福齋 院本、福岡貢と作り。 数人を

斬殺したる事を、伊勢音頭戀寢劍と題して、院本よもの為し

より、世は名高くなりぬ。俳優者流、此の地を過ぐる時も、必香

花を墓前より手向くといふ。

桃山

西裏より南二町許にあり。 古卷文書等より、百山と書けり。何の頃より歟。多く、桃の樹を植

ゑし。今、この字を改めたり。山嶺は、稻荷社を勧請す。此の

地、四方より、脈絡あき一小丘なり。頗、眺望に富めり。花時は、處

處、假店を設けて、茶を煮、酒を温め、遊客に供せり。

宮比神社

中之町

本町の左側は坐す。祭神ハ、天守受賣命にして、此の地の産土神あり。社の傍は、數百年を経たる古松あり。

古市町に續ける國道あり。

楠部村所蔵の文書に、宗隣町、白雲町、延命町等の町名を載す。今の

中之町邊の舊稱なり。

寒風里 舊地、詳ならず。寛文初年の刊行に係る伊勢道中記に、其の名見えたり。以て想像すべし。

伊勢道中記

古市町、此の町を過ぎて、中の地藏にのり。中の地藏といふも、町の名あり。此の町も、茶屋多きなり。遊女あまゝあり。あやつり見物芝居、此れ所まで取り行ふ。是よりめてに何よりて、二町をりりもあれも、寒風といふ所あり。左右に、並木の松あり。むかしより、此所も、人の家居もなごりなごり、近年、あそこまで、人家も出来にや。

葛籠石 本町御岩世古あり。

竝、八尺餘、横、二丈餘の巨岩なり。其の状、葛籠に似たるを以て名づく。土俗、尊敬して、注連繩を張り、小祠、鳥居を建つ。所傳、詳から

ず。正保年間、尾州侯より、葛籠石、其の他、奇石を尋問せられし

より、其の名、世間、顯色し、由勢陽雜記、及舊蹟聞書、宮川夜話草等に見えたり。此の岩の傍に、麻屋某と云ふ割烹店あり。嶮崖に、樓閣を構へ、風景いとむかたか。茲に、東夢亭の

記文をか。

麻氏園亭記

余十年前、毎登、麻氏、花月樓、以其庭狹隘、不得歩、花香月影、間、為憾矣。樓在、長峯大岩、觀音堂之南、隔牆、雜植櫻楓、四時之遊、三春極盛、樓西高爽之地、舊有三層樓、正對熊岳、名曰對岳、宏麗無比、吾社先輩、令清人江芸閣、書長峰第一樓、五字、揭之、梁間、實非過賞。天保戊戌之災、闔鄉蕩然、為墟。越明年、起土木、復舊觀、然未退、構二層也。花月之址、倚崖、架屋、高數十丈、俯視樹杪、平田千頃、山繞水流、宛如軒檻中、物獨以

花月ヲ獲名ヲ竊為シ茲樓ヲ慊然ト東距樓下ニ十餘步ニ地勢漸卑而坦
有雪香亭ヲ寂宜看花ニ余嘗摘宋學士ノ春風纔起雪吹香之句
名之後ニ閱學士全集ニ不載此詩ヲ疑是邦人偽作ト但以雪香之
名已播人口不及改之ト墻外林丘荒蕪久矣主人近課園丁
伐荆棘以為遊涉之所更栽梅桃櫻樹若干株築二茅亭焉
一倚石壁之側可以南嚮而坐低簷日暖香風撲衣余聞古
老之言大岩近境有雲溪云歌人咏櫻多用白雲字因合二
事名曰白雲一在平坡前開麥隴菜畦春光澹沲黃翠如織
或有佳人趁蝶相戲名曰菜花即取琴曲雉子之意若夫遊
客雜還溢于樓及三亭設席於地酣飲苔上亦是昇平樂事
行將有三層之舉也余謂主人曰物之盛衰必有其數安知
百年之後此地光景何如余與吾子不能見之聊為之記以

刻于石

時弘化四年春三月

東駿伯頌撰

榮松山寂照寺

本町の左側にあ
り浄土宗あり。

此の寺乃ハ八代目の住職ニ月仙ト號する僧ありき丹青の技を以
て名を江湖ニ博せり今境内なる碑文を左ニ掲ぐ。

月僊上人之碑

勢州度會郡寂照寺月僊上人碑銘不肖弟子定
僊替首撰志州西念寺契圓敬書勢州僧某書碑額
凡有智者必同體故雖跋行喙息蠕動之類其圓明虛靈之性
未始不恒存但由迷己逐物認物為己遂致三障相織沈淪無
窮於是開士出世設化利生其途雖殊其歸則一矣故不肖於
先師不能無述焉先師諱玄瑞號月僊寬保元年辛酉生於張

州名古耶，俗姓丹家氏。時關通上人，盛唱專念之道，於州之圓輪師甫七歲，投之難淙，乃命今名師。天性嗜畫，上人初慮其妨道，屢禁之。後知其志趣不凡，竟不復禁。十有餘歲，東遊江戶，掛錫三緣山，以讀書學畫為務。妙譽月大，僧正愛師，穎敏視如弟子。賜號月僊，師因得多與名公巨人交名，隆起矣。然師喜任性自適，不以為意。遂去遊京師，居小松谷者有年矣。華頂檀譽現，大僧正屢召見之。禮遇優渥，遂師事之。時勢之寂照，住持闕人者數年，日就頽壞。寺隸華頂僧正謂師曰：寂照雖乏，常住然無接俗之累，汝性疎散，不嫻於世務，宜性住焉。若其脩造，待緣會之時可矣。師唯奉命。僧正特授以金欄，僧伽梨。時年三十四矣。既住之後，端居一室，修禪讀書，暇則遊戲詩畫，以自娛。其於畫也，不循古人門牆，別為一家。故善畫之名聞於海內，納潤

筆者接踵而至。師於是竊謂徒曰：昔僧正命吾曰：脩造宜待緣會之時。今緣會矣，豈可少懈乎？乃悉發私篋，鳩工度材。未幾年，自山門大殿以至厨庫之屬，奐然一新。較諸舊制，有加焉。又剏轉輪藏堂，起工於寬政庚申之春，告成於享和癸亥之秋。規模壯麗，瞻禮者莫不起敬。蓋以三藏法文，乃諸佛慧命之所存，故師最用力焉。又託五百金於郡尹，以預充寂照脩繕之費。師於是喜曰：吾脩造之志遂矣。文化乙丑春，妙法院法親王謁，內外兩宮日，車駕臨於寂照，賜手書榮松山三大字，以光門楣。同年冬，因郡尹請，上千五百金於官，以其息錢賑郡民之無告者。有命允之。戊辰春，有疾。至冬大漸，師自知不起，盡頒畜財與徒弟。僕從俾弟子侍側者，遮讀法華般若等諸大乘經，語不及世事。垂終誓曰：願我生々為觀世音菩薩眷屬，脩行六度，利益衆生。

言訖泊然而化實文化六年己巳正月十二日也世壽六十九
法臘五十四葬於當寺藏堂之南師夙留心禪法夜坐率至二
更真積力久遂得徹淵源故多寓玄旨於詩畫昧者譏其用心
小技豈知言哉脩多羅所謂菩薩得世間工業處智以小方便
獲大財利饒益無量衆生者師近焉不肖事師最久受恩最深
又忝繼席寂照故不顧蕪陋畧叙其生平履歷勒諸貞珉繫之
以銘銘曰

懿哉吾師 妙悟天真 真光發現 丹青通神 毫端如幻
萬象斯陳 六法具備 爲世攸珍 營構梵宇 奕奕重新
檀度所暨 救厄賑貧 此界緣盡 他方作津 追想音容
何勝哀呻 茲綴蕪詞 以貽無垠 欲知師行 請于斯珉

文化七年歲次庚午九月十二日建

御蔭神社

本町より、左に折れて、中村に至る道の左に坐す。土俗、盗人八幡と云ふ。

元祿勘文に御蔭神社末在楠部村西長峯山東社當時中絶鳥居
高六尺八寸廣五尺七寸社地廻二十四間四尺と載せ建久年中行事
二月十二日春季次日神態の條に刀禰祝部等引率宇治岡山路
饗行向道祖神祭祀とあるも此の社乃事ありやうまたひこのみやとやちまた八衢比古命八衢
比賣命久那斗神三座を祀るよりて後世誤りて八幡社と稱
す又盗人といふは道祖神を道陸神といふより訛傳りて盜賊
神といひあらざらんべし荒本田氏經神主の神事記永
享十三年二月春季次日神態の條に刀禰祝部等盗人神參饗祭
と見えたり古くより此の稱ありしを知るべし近年舊に復して

御蔭神社と改めたり。

陽田片岸

御蔭神社の前より、中村に至る道の古名あり。土俗、社返といふ。

往古勅使参向の時、此の道より中村井面河原に出で、岩井田山を経て参宮せられたりき。此の事、太神宮諸雜事記宇治岡の所引用す。及、園大曆勅使部類記等に見えたり。

牛鬼洞同所東の尾崎あり。

洞口東に向へり。深さ五間許。其の奥土崩れて、入ること能はず。水銀など堀採せし跡や。むろし、此の洞は牛鬼といへる怪物棲居て、往來の人を悩まし、由、牛鬼物語と云ふ物も記せり。固より、虚妄の談あり。

櫻木町中之町は續ける國道あり。本町は、御料局度會事務所あり。

浅間神社本町左側は坐す産土神あり。祭神ハ、本花開耶姫命は坐す。境内、櫻の大樹多し。

名物太閤餅本町の南端は、餅を賣く家軒を並べたり。

相傳ふ、豊臣秀吉参宮の時、此餅を賞美せらるより、かく名

づけたりとぞ。

浦田坂櫻木町より、浦田町は下る坂道をいふ、浦田町は属す。

土俗、牛谷と稱す。彼の牛鬼の事より附會したるや。近年まで、於鶴於市と唱へ、三弦胡弓を弄し、往來人の投錢を乞ふ者ありき。此の坂、古も、岩路峻嶮として、繞ふ人馬を通せしを、延寶二年八月、一稱宜荒木田神主氏富、數百金を擲ち、兩傍を開鑿したる由、塾居記談に見えたり。其の後、享和年間、古市町より山田某、再改脩して、今の道路となせり。坂の下より、右へ出で、山の間を分けて、宮崎より出づる小路あり。寶治元年遷宮記九月十四日の條は、辰剋許、總官依三日御故障、退出了、自浦田西路令歸、岩出殿給とあるも、この路を云へるなりべし。

間あひの山節やまぶし尾上坂、及浦田坂もて唱へし歌あり。

往古僧行基の、兩宮よ奉詣せし時、世人よ、無常を示さむとて、唱歌數首を綴り、比丘尼ふうたせしが、初あり。寛文、延寶の頃、兩間の山尾上坂、浦田坂の路傍、小屋を作り、女ハ、紗綾、縮緬を纏ひ、三絃を弾き、男ハ、編笠を被り、籠を摺り、子兒を踊らせ、錢を乞ひき。其の諷小歌、いと哀よして、文句も、能く聞きかけられしよし。神都長嶺記等、小見えたり。此の歌を、院本などに挿みて、今、小間の山節と稱す。山東京傳の著あり、二見の仇討といへる書、僅に、一首を載せたり。左、掲ぐ。

あになみごをそよとわ。ゆふべあしとせうねの聲、あやめつ為樂とひげども、きいて驚くくもなり。のぐすりあれたのどもとて、もけちみやく一ッ小珠数一きん、これめいどのやもとなる。

瀧倉社 たきぐらやう 浦田坂より西南三町許、瀑布あり。其の傍、ある小祠あり。土俗、早魃の時、雨を祈る、靈驗ありといふ。

太神宮儀式解、及神名略記抄等、皇太神宮末社葦立三社の舊趾ありよし見えたり。されど、神宮典畧、同社ハ、磯部道ある足神ありて、此の地ハ、非ざるよし、誤いへり。其の説、是、ふ近し。

浦田町 うらた 坂の下、ふる國道あり。東、葦屋、舗、新屋、舗。西、溝、世古等の、本町、又、属せる小路あり。

猿田彦神社 さるだひこの彦トヤ 本町左側、二見氏の構内、坐す。同氏ハ、世、宇治の土公と稱せり。猿田彦大神の裔孫、太田命より、系統連綿として、今、至るといふ。

檜尾 ひのきお 本町の西、當れる山をいふ。

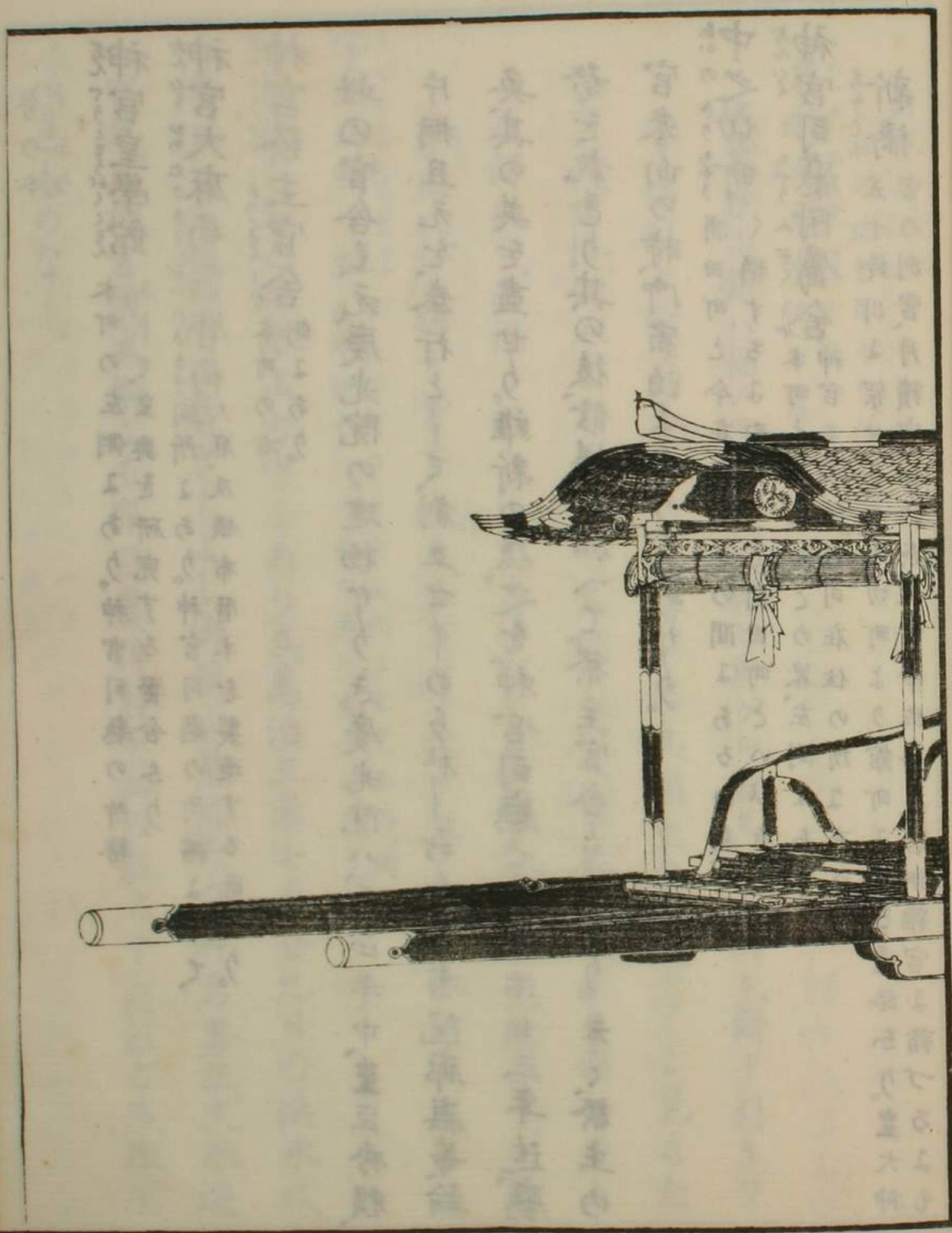
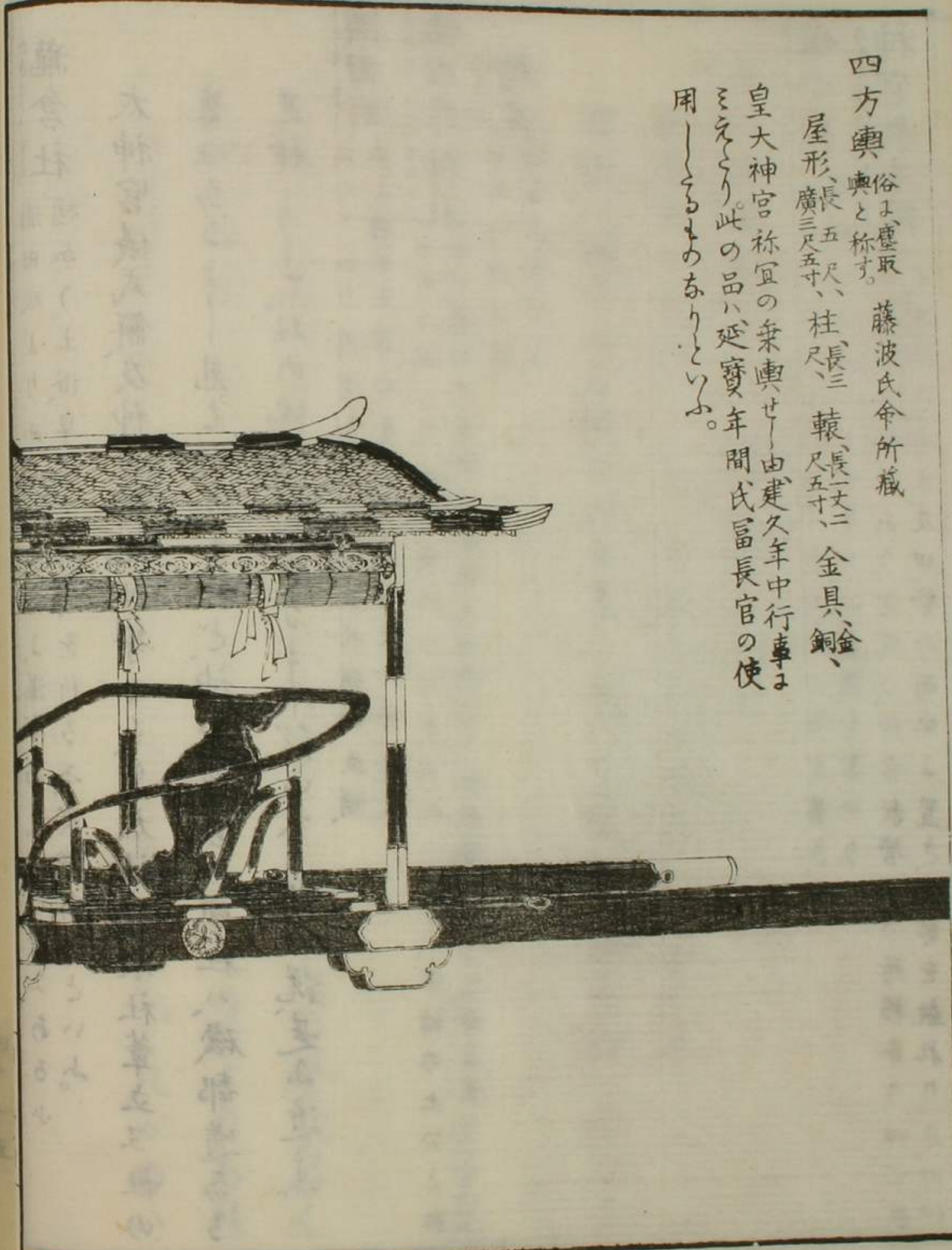
往古ハ、此の山、檜の大木、多くありて、神宮造營の時、心御柱を奉代せし事ありしよし、宇治土公家引付、載せしり。

大浦田沼 おほうらたぬま 本町の北、字長澤、沖あり。深田の古名あるべし。

姫小川 ひめこがわ 西の山より流れ出で、浦田の中央を貫き、五十鈴川に注ぐ小川をいふ。石橋を架せり。

神宮教本院 かみぐらけうがんでん 本町の右側、あり。當院ハ、神宮教管長の所轄あり。神宮教本院を、東京、及伊勢の兩地、置き、教務を執れり。是、即、伊

四方輿 俗は豊取 藤波氏命所藏
輿と称す
 屋形 長五尺、 柱 長三 轆 長二 金具 金、
廣三尺五寸、
 皇大神宮祓宜の乘輿也。由建久年中行事
 云々。此の品は延寶年間氏富長官の使
 用ししものありといふ。



勢の本

神宮皇學館 本町の左側あり。神宮司廳の所轄

神宮大麻局製曆局 同所あり。神宮司廳の所轄あり。大及頒布曆本を製造する所あり。

神宮祭主官舎 本町の右側あり。

此の官舎も、元慶光院の建物なりき。慶光院ハ、天正年中、豊臣秀頼片桐且元を奉行として、創立せしめらるり。書院廊廡等、輪奐、其の美を盡せり。維新の後、之を、神宮司廳とし、明治廿三年迄、廳務を執り、其の後、修繕を加へて、祭主官舎としたり。年々、祭主の官参向の時、泊り充つる所なり。

中之切町 浦田町と今在家町との間あり。ひき、か

神宮司廳附屬舎 本町と浦田町との界、左側あり。神宮司、權官司在住の所は充つ。

新橋 五十鈴川に架せり。中之切町より、館町に至る通路あり。皇大神官の別宮、月讀宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈美宮、伊雜宮は詣づる所也。

朝熊岳、二見浦等へ行くも、此の路を取るを、便とす。

名物赤福餅 餅を齧る家あり。

埃囊抄小餅ハ、福ノモノナレバ、祝ヒ用ウル歟。又、二人向ヒ、餅ヲ引キワルヲ、福引ト云フ。又大裏ニハ、餅ノ名ヲ、福生薬ト云フと見えたり。又、世俗、餡入きたる餅を、大福といへり。然れども、赤き餡つけぬる餅故に、赤福と稱へたるがはべし。塵頭人、常小充填せり。一箇年間、砂糖を費すこと、五万斤み下らずといふ。

宇治山神社 中之切町の中央左側に坐す。土俗、岡田山神社といふ。此の邊の産土神あり。

當社ももと、神路山の中よりありき。萬治三年七月廿九日の洪水に、漂流して、此の所に着きしよし、郷談に見えたり。神名畧記、文永遷宮記、太神宮儀式解よも、那自賣神社を、此の社としたり。たれども、徴すべきものなし。

今在家町いまざいけちやう中之切町なかのきりと續ける園道いへりあり。もと茶屋町といへり。

舊蹟聞書より近古までも不動堂より大橋の邊まで町家のある所は河原より今不動堂より西へ入りたる小路ハ却りて姑の大道あり。故に此の間二丁程を今在家町と稱し、古き年寄の居宅等ハおきなりとあり。されど往古ハ五十鈴川今より西を流き一なるべし。倭姫命御船の泊りし所ハ津長神社を建て給ひし故事あり。能く叶へり。

津長神社つながしじんじや本町の小巷、宇畑町の西二町許、山の尾崎よりあり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、大御神を五十鈴宮小鎮め奉りし後、志摩國の浦を巡行して、大御神の御贄所を定め給ひ、淡良岐島、伊氣浦等を経て江の湊より、五十鈴川を沂り、大宮より還り坐し、時御船を止めさせ給ひし所あり。

太神宮本記

還幸行、其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處爾津長

社定給支

皇大神宮儀式帳

津長大水神社一處在、宇治、巽

稱、大水上、兒栖長比賣命形石坐、倭姫内親王代定、祝

正殿一字長六尺、廣四尺、高六尺 玉垣一重四方各二丈 坐地三町

四至東、道、南、西北、山

延喜式太神宮所撰千四座 神名祕書 津長社大水上、兒在、宇治、郷

建久年中行事一月十二日條

二神態、津長社供奉如昨日、饗土二本櫻下、經津長參、役人幣、立置、手水鋪設等如昨日、詔刀讀進、向西

宮本引く津長の系代妻の愛心しとけぬ路をこそ見れ 元長

大水神社おみづのじんじや津長神社の南に坐す。皇大神宮の攝社なり。

域内、甚狭少なりども、楠の大木蟠屈して、千古の風致を存せり。

皇太神宮儀式帳、社域二町五反、永祿勘丈、社地廻二十四間とあるを見れば、中世人民の押領せしを知るべし。

皇太神宮儀式帳
大水神社一處 在宇治郷

稱、大山罪乃御祖命 形無、同内親王定、祝

正殿一宇 長六尺、高六尺、廣四 玉垣一重 四方各二丈

五段、四至 東道、西南北山

延喜式太神宮所撰二十四座
大水社 神名祕書、大山罪乃御祖也、在宇治郷

林崎文庫 今在家町の西端の小巷より登ること一町許の山の半腹にあり

創立年月詳ならず。舊丸山に在りきと云ふ。貞享三年、幕府金を賜ひて、修繕せしむ。元祿三年、故ありて、今此地に移せり。天明年中、権祢宜荒木田神主蓬萊尚賢、僚友と謀り、書庫講堂塾舎等と建て連ねたり。現今、神宮司廳の所轄に属せり。藏書ハ在来数万巻あり

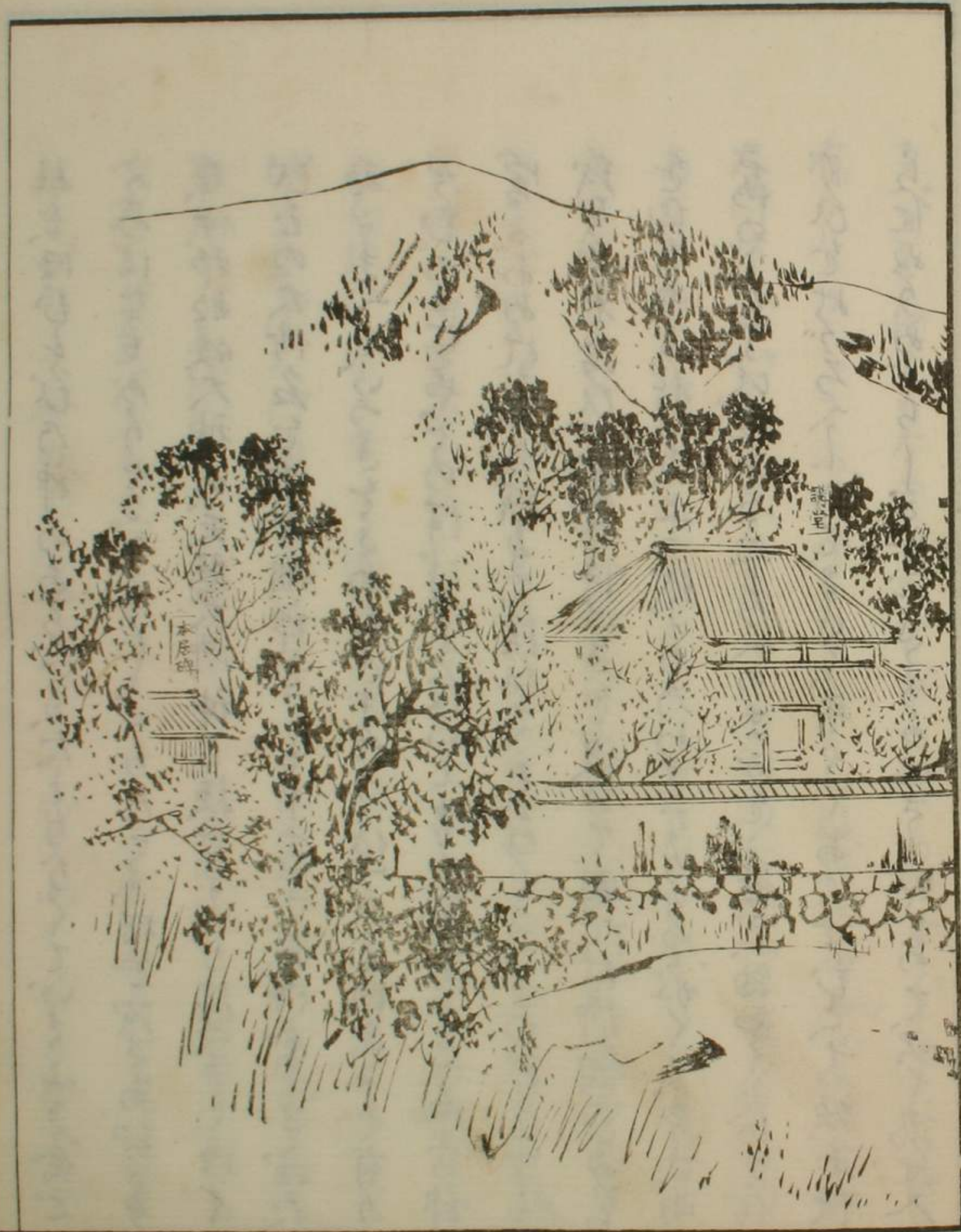
且に、猶珍籍奇書を廣く、天下に求めしめば、獻納する者どもありて、年々月に増加す。前庭にも多く、櫻楓を植ゑたり。鷲嶺、鼓岳、桐嶺、島路、神路、朝熊の峯巒、三面を圍繞し、一方は楠部、中村、鹿海等の村落、速近に顯れ、五十鈴川の清流も、其の東麓を縈回し、恰、青蛇の奔るがごとく、四時の風光、いとむろくなし。文人墨士、此、常に杖履を容るる一勝區なり。

歌枕名寄
はやし崎舞をぞもいで通ぶき鼓が岳を打ち詠めつ 長明

文庫創立碑 一ハ、南庭にあり。本居宣長の撰文、屋代弘賢の書なり。一ハ、北庭にあり。柴野邦彦の撰文、淺野長祚の書なり。

林崎婦みぐらの詞

はやし崎に文庫を、昔、鴨長明がまゝではいふごとく、過ぎがて
いふふれをるところ。度會、縣宇治郷大神神の宮のべち
うくて、や、里はふき、ふが、かきて、木立も、あふにさへて、あ



林崎文庫之圖
米徳生田寛写

れを、ほむとび乃神のあらびも、たよりなく、いとよき倉ご
ころになもありたる。そもく、くらたて、材を伐さめあくる
て、伊弉那岐大神の、天照大神神に授けまつり後、りしはく
び玉の大所名を、伊倉棚神と申すなる、伊倉あてはた
ねまつて、いつきをさめおきまつり後、りしゆゑを有り
らむ。お進をや、そのはげめとはいそあり。然あて、石上の神
宮よ、あめれむら、伐めて後、ひて、まろくのうづれ、たうら
紙をさる後、ひ、大蔵のほろさを設けて、國に神調のあら
を伐さめら、作も、上つ代より乃わざなりとて。かくて、まこ、雨
を落のこなき、げ、垣あらぬも、人のまがを、おせぎ、物やく火の目
をひをせ、ごろへ、めて、おろく、平々くあらせむと、高垣あは
らにぬりぬ、ぐら、く、ぎ、か、く、のに、さ、か、め、て、吹く、風、入

るべきも、記まもなきか、ま、く、中つ世よりの事、むらに、く、伐
有り、ぐら、し。こ、み、ゆ、み、といふ、た、うら、は、軽、高、の、あ、き、ら、の、宮、れ
大神世よ、くだら、より、ま、ろ、く、の、園、乃、を、傳、へ、て、貢、り、し、より
あり、を、め、て、何、も、よく、よ、み、なり、ひ、から、ひ、ち、れ、た、に、も、こ、も
き、す、記、出、来、て、も、これ、で、大、の、天、の、下、れ、底、實、神、寶、を、あ、ら、う
へ、も、い、や、は、ま、あ、ら、ま、く、ほ、き、い、ば、の、た、う、ら、に、あ、も、あ、り、い、家
を、神、の、伊、弉、之、の、さ、記、く、し、る、る、の、も、大、此、あ、み、倉、の、ま、け、の、た、か
と、く、お、い、う、き、事、と、よ、ば、の、大、宮、の、つ、と、さ、く、も、此、里、人、も、ま、な
び、よ、み、て、は、大、神、國、の、も、さ、ら、に、も、い、と、す。外、つ、國、の、く、ま、ぐ、の、も、
事、れ、く、ら、伐、ひ、ろ、く、見、わ、ら、し、あ、る、は、ま、の、い、か、る、あ、ら、か、ら
べ、み、て、よ、き、伐、さ、り、神、の、ほ、う、げ、れ、ま、ご、ま、さ、を、を、思、ひ、と
神、と、い、お、へ、今、の、あ、れ、ふ、ら、え、な、む、ま、あ、く、を、さ、い、ぶ、く、な

も、里のむらう乃たきぬ人のがこくたきてありたれば今よ
わは集めそくは、八百五十万巻とありたらちして、棚板も、
たすくくに、横山のごいやは積まなぐて、倉の内どこかせきまで
多くたいたうまくやうる、紙中、書たふとばむ人どもは、
思ひよれらむまおく、佛ぶみをたれちても、山路のかられ、又
みづうらゆるたらむとて、なつかまのふまれ、いさけき、
またたてまつるを、あかむべの心をうくたすきりし
後田毘古大神も、みま後して、學びのみらびきま後してむ。
其の書、も、常盤、堅磐に、とまえずうせびて、神の、里のそ
こたうら、みまう、ぬいと、水きせまで、に傳りあむ物を、神
のみまのほき、いひあつのも、はのあこぐられまけのたふ
とさ、たむのさ。天のの二とせやいふ年の十月の、いさけうあ

万理やの代日、

本居宣長

林崎文庫記

典籍之藏其盛者漢曰石渠天祿白虎蘭臺魏曰祕書中外
三閣梁曰久德華林隋曰修文嘉則唐曰麗正修書集賢宋
曰崇文三館祕閣太清慕以爵祿金帛校以鴻生碩儒採訪
有使修繕有局其富者溢三十萬卷其夸者裝以錦標寶軸
其嚴者署以宰輔名銜可謂盛而慎矣然而不二三傳散逸
流離靡有子遺嗚呼錄藏之難以天子之力而不能保數世
之後焉豈物之聚散有數乎抑所以處之不得其方也權禰
宜荒木田神主蓬萊君尚賢與其僚友謀修林崎文庫將募
天下異書以守之夫天子之力所不能者君等欲數人之力
以能之難矣哉吾不知其將何以成而何以守焉曰是不難

也將天下之力以成之而天子之力守之焉昔之神泉雲林
高陽池館非不宏麗而堅固也而今安在哉洹呂大澤廣澤
蕪然野池耳且千世而不失尺寸何者私之己則以天子之
力而不足公之人則匹夫之力有餘焉且夫先哲所以立言
垂後亦何心哉非欲與天下後世公同共知乎人之驕吝欲
夾一能以傲天下矣欲己獨知而人皆不知矣遂取先哲公
共之器以成一己傲物之私矣其尤陋者至于一禽一木之
名義寶惜如金冊玉牒之祕以要重精是以載籍之傳日狹
自國史政典之崇既殘缺無全恭惟天祖神皇開物成務之
道聖帝明王治國愛民之猷所以踰五帝而媿三王者幾乎
蕩滅其可不哀哉今蓬萊君等有病于此其募購凡以異典
來者欲觀其藏則許欲就學者有館以待能一持疇冊零本

來者雖子孫之遠待之如一日夫城市之居水火不虞遷徙
無常其藏之家孰與寓諸此之為子孫慮之長則是為天下
學士大夫外府為其子孫守也誰不願來而相與戮力合誠
而成而守之哉是以不以爵祿金帛而集不以鴻生碩儒而
完不以宰輔署銜而嚴苟繼而主者能循其規制則吾將見
其藏日富三十萬未已而其守且千百世愈固先王寶典賴
以不墜矣文庫舊在宇治鄉圓山不詳創其何年貞享三年
源大將軍有德公賜金若干葺繕元祿三年移林崎今蓬萊
君等造齋館數十楹其傍背靠鼓岳而面仰朝熊揖神路島
路西行菩提諸勝於左右亦所以使學者怡性起倦息焉遊
焉也

天明五年六月

讚岐柴邦彦撰

講堂額 林崎支庫の四大字を彫る。林信篤の筆あり。

孝經碑 西の岡にあり。東江源鱗の書あり。

五十鈴川 宇治川とも、御裳濯川とも、大川ともいへり。

此の川、水源二派あり。一は伊勢志摩兩國界ある逢坂山より出で、皇大神宮の域を貫き、一は神路山より出で、龍が嶺、大瀧、小瀧の溪流を受け、ともに落合河原に至り、一道の大河となり、今在家中之切、浦田等の東に沿ひて北流し、鹿海に至りて、朝熊川を容れ、又二派に分れ、一は三津江村、松下等を経て、二見浦に注ぎ、一は汐合小浜より、下流を、勢田川を合せて、海に入る。長さ、大約四里、濶さ、六十間なり。此の川、二源あるによりて、五十鈴川、御裳濯川、乃別をなす流あれども、非あり。大神宮所鎮座以前より、五十鈴川といひ、倭姫命御裳を濯ぎ給ひし故事より、後、御裳濯川といふなり。されども、一

川二名ありと知るべし。

因よ云ふ。御裳濯川堤坊脩繕等の時、神三郡の人民は裸役する舊例ありき。此の事、氏經神主日記に、多く見えたり。

日本書紀垂仁天皇條

因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮。

倭姫命世記

于時河際、倭姫命御裳齋長計加禮侍、介留洗給、利徒其

以降、號御裳須曾河也。

延喜式齋内親王奉三時祭禊條

十七日、參太神宮、禊御裳洗河。

太神宮諸雜事記

天曆七年九月、神服、神麻績、二機殿、例貢神御衣、調備參之間、五十鈴川俄洗岸、洪水出來、往還不通。

同書

長曆元年、月日、中、抑造宮使為信、以鈴河山之木、内宮御垣、外院殿舎等之材、木仁造、天、或所曳置、或宇治河仁流、寄了、

江家次第公卿勅使條

參太神宮、至御裳濯川、行禊。



建久年中行事六月月次祭條

齋内親王御參宮之間次第事先御被件御被所自御裳須曾

本朝年代記

一後深州院建長元年三月廿日伊勢御裳濯川水一日一夜

如紅

氏經日記

一廳宣

可早任先規傍例致催促沙汰伊勢國神三郡内佐奈十一
郷御糸六十六郷太神宮御裳濯河堤坊役河籠米事

右件在く所く内宮河籠米事任先例遂催促沙汰急速可令
致御裳濯河損失之修治之狀所宣如件以宣

享德四年四月五日

禰宜正四位下荒木田神主満久

○以下神主九員の
連署ハ之を畧す

康永參詣記

二見浦

○中畧

皇女此の浦より御舟よめ一て川をのぶりに

渡御ありけるよ御裳のすそけ御舟よりあまりてぬれさ
せ給ひたり一故に御裳濯河とあづく此の河此をとり
山あり神道山となづく一の河あり五十鈴河是也

天降る五十鈴の河の瑞籬乃ふりぬる世ハ神やあちらむ

此の五十鈴河も大宮と風宮との谷あひより流き出で深

山木のこだかき陰よ落ちくる水音誠ふ心細し

後拾遺集

民部卿經信

新古今集

君か代もつぎとぞ思ふ神風やみもを川のすまむ限を

匡房

同

きみか代もつぎとぞ思ふ神風やみもを川のすまむ限を

俊成

御集

神風やみもつぎとぞ思ふ神風やみもを川のすまむ限を

順徳院

月清集

君か代もつぎとぞ思ふ神風やみもを川のすまむ限を

後京極

同

み事も何うまつぎとぞ思ふ神風やみもを川のすまむ限を

兼好法師

壬生二品集
ちりから曇もあらじ神風やいそ川原の花の境は
家隆

續後撰集
我が末の絶えずまなむいそ川原よ深めて清き心を
太上天皇

同
いそ川神代流の底はみ神代より清き月
為家

續千載集
いそ川神代流の底はみ神代より清き月
伏見院

風雅集
よとみも又まらかへるいそ川流の末は神のまみ
太上天皇

新千載集
わぎも子がみもを川の原まふる君とみつのはをれ
祭主輔親

元享元年北御門歌合
いそ川神代久く流る初めて流の末ぞ限きられぬ
度會盛行

建武元年度會朝棟亭會
歳秋の彩を極めて平流川よりひは月の名を流らむ
大中臣宣通

新葉集
照しよよみもを川に流む月も濁らぬ浪の底の心を
後醍醐天皇

同
五十鈴川ねむ心も濁らぬをなと流る浪の終よむらむ
祥子内親王

夫木抄
いそ川なるせおちりく水名のち初よかる浪の白雪
定家
通海

御裳濯川 林春信

梅洞詩集
漾々溶々河水深、倭姫遺躅欲幽尋、御裳濯濯清如許、一點

緇塵不肯侵

五十鈴川、月

同
五十鈴川、上、金波洗、點塵、水天同一色、請看月、分身

御裳濯川、月

同
倭姫對、婦娥、川上仰、天闕、御裳濯、無塵、一身清似月

五十鈴川

山陽遺稿
平地生雲氣、參天疊木陰、万年神在處、兆庶子來心、此水流

今古、何人測、淺深、姦雄欺、裔胄、不遁、大陽臨

栲幡皇女墓
栲幡皇女ハ、推足、姫皇女とも、白髮内親王とも稱す。雄略天皇の

栲幡皇女ハ、推足、姫皇女とも、白髮内親王とも稱す。雄略天皇の

皇女よれこして、第五代の齋宮よ坐す。阿閉臣國見の讒により、
冤罪を蒙りて、縊死し給ひき。或も云ふ。楠部の皇女森ハ、即其の
舊趾ならむと。

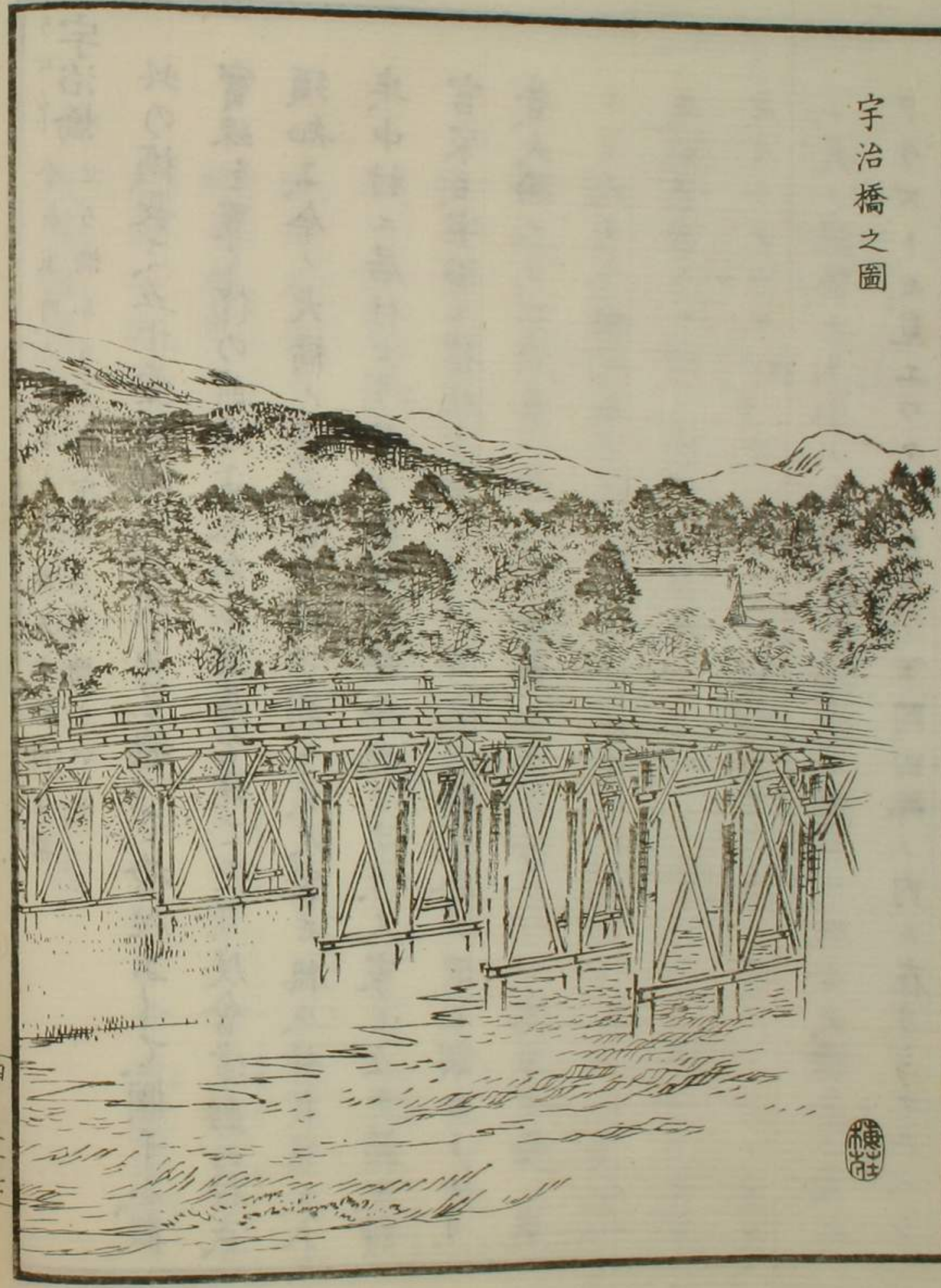
日本書紀雄略天皇條

三年夏四月、阿閉臣國見更名磯、潜拷幡皇女、與湯人廬城
部連武彦曰、武彦奸皇女、而使任身湯人。武彦之父、枳莒
喻聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、偽使鸕鷀没水
捕魚、因其不意而打殺。天皇聞遣使者案問皇女、皇女對言、
妾不識也。俄而皇女賫持神鏡詣於五十鈴河上、伺人不行、
埋鏡縊死。天皇疑皇女不在、恒使闇夜東西求覓、乃於河上
虹見如蛇、四五丈者、堀虹起處而獲神鏡。移行未遠、得皇女
屍、割而觀之、腹中有物如水。水中有石、枳莒喻由斯得雪子
罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮。

宇治橋

今在家町、と神苑との間、五十鈴川よ架
せる橋あり。土俗、宇治の大橋といふ。

此の橋、長さ五十壹間、濶さ四間あり。總べて、檜作ありて、欄干も、擬
寶珠を置く。橋の前、後、大なる鳥居を建てたり。度會常彰の神、民
須知ふ、今ノ大橋ノ邊ハ、昔ハ、川ノ洲ニテ、人家モ無ク、神官家モ、大
半、中村ニ居住セリ。其ノ後、川ノ洲、平地トナリ、人家モ立チ續キ、神
官家モ、宇治ニ移住シヨキニツキテ、大橋ヲ、今ノ處ニ架セシナリ。
昔、大橋ノソバ川原ニ在リシ證據ハ、先年、今ノソバ川原ノ橋ノ處
ニテ、大ナル橋杭等ヲ堀リ出シキト言ヘリ。然ルニ、士佛參詣記ニ、
又、瀧祭神トテ、河ノ洲崎ニ、松杉ナンドハ、一村立テル計ニテ、御社
モマシマサズ。○中北ヲ望メバ、長橋ノ流ヲキル有リト云フ。思フ
ニ、夫ノ瀧祭ヨリ、今ノ大橋ノ方、即北ニ當レバ、假令、大橋、今ノ處ニ
アラズトモ、見エワタリタル川下岡田郷ノ内ニ在リシナルベシ



宇治橋之圖

徳和

四
一
七

と見えたり。此の橋、往古ハ、假小岡田郷の中央より、東岸ある岩井
 田山小架したり。永享六年、足利義教寄進の時、今の所に移し
 て、堅牢なる大橋と為さしむ。爾來、朽損の度おとに、幕府よ
 り造營する例規ありき。近年、神宮司廳の所轄に属せり。

因ふ云ふ。大橋造營の度毎に、渡始ワタリはじめの式あり。先皇大神宮祿宜政
 所公文家司等、橋姫の社に奉着して、祭事を行ひ、大麻を、北側、西
 より第二番目の擬寶珠の中へ納む。かねて、度會郡の人民よて、
 三夫婦揃ひ一者を撰み置き、其の祖母を、渡女ワタメと稱し、小袖繻袴
 小被衣かつぎぬを著せしめ、祖父を、渡男ワタヲと唱へ、素袍烏帽子を著せしめ、
 祭事の終るを俟ち、前後、行装を整へて、橋を渡ら志むるあり。

河崎氏年代記
 永享六年甲寅内官大橋自普光院殿足利義教公有御渡奉行御炊大夫
 元秀

大國士豐畫
 文政度宇治
 橋渡り初之圖



梅屋錦寫



松木氏年代記
天正十九年辛卯關白殿ヨリ、内宮宇治橋、并、不動堂、建。

同書
慶長九歳、内宮大橋、鳥居橋、姫橋奉行、雨森出雲守、安養寺善兵衛共、出來、

天栗畫零記
明應四年八月八日、五十鈴御裳濯之兩橋、并、人家五十餘宇流失、

饗土橋姫神社
あへどはしらのたもとや宇治橋の西詰道の右側よ
坐す。皇大神宮の所攝あり。

舊蹟聞書云、慶長九年、宇治橋造替の時、山城の宇治橋、倣ひて、之を建てしよし見えたり。然るとも、文明九年の氏経日記、既に橋姫御前社の目あり。されど、其の以前より稱し来りしありべし。案むるに、建久年中行事二月十二日神態の條、津長社供奉如昨日饗土、二本櫻、下、經津長參とあり。今、此の社域、櫻の大樹存せり。古道饗の祭場ありしこと、論なし。

氏経日記文明九年四月廿八日、
大橋之橋、姫御前社奉造替、就其為橋祈禱、十人禰宜、中申、十万度之御被勤仕。

網受
あみうけ宇治橋の下、長き竹竿の頭、糸網を張り、往來人、投錢を乞ふ者あり。之を網受といふ。古くハ、圓上と稱せしよし。
原時芳筆記

織田平信長没落後、家臣鳥屋尾左京と申者、當所ニ来住、傍輩之浪人も、其縁を以、諸大名、奉公ニ出、又、左京儀ハ、他家之主人ニ仕、夏、不奉意、被存供、然共、卑人之身、渡世之送り様、之、欵、毎日、大橋之下へ出、竹末、編笠を付、鎗之上手、其目當を以、諸参宮人、錢を請、百錢、一錢も受落スト云、夏、或時、細川家、御参宮有、之、左京を御覽有、て、兼、而、御存知之者、故、御尋、波成、左京を、本地、石抱有、し、由、右圓上、正徳年中より、糸網、成、櫻、主膳家、来、島住、長五郎、兵衛造、始ト云、

神路山
かみやま皇大神宮御山の總稱あり。

古書云、神道山、又、天照山、神垣山、大山、宇治山、津長原、など見えたり。現宮域より、東南、小嶋、嶋、龍嶺、切原、類、などの山嶽を、総べて、

かく稱したるあり。神鏡廣博記、及新古今集、神祇百首等、驚日山
とも云へる由載せたり。船徒の名づけしや
往古も此の山を、式年御造營の御山と定められしこともあり
き。今なき重畳せる峻峯、五十鈴川を挟みて、雲間ふ挺秀し、四時積
翠の色を改めず。實小、千古秀靈の鍾まれる所なり。

大神宮諸雜事記、天曆七年九月條

五十鈴川、俄洗岸、洪水出來、往還不通、因之、神部人面等、奉

持、神御衣等、三員、官司相共、二ヶ日夜之間、逗留、宇治山、

弘安參詣記

次、三、内宮ニ參リ侍レバ、神地ノ山ノ嵐ノ音、有爲ノ妄雲モ、忽ニ

晴レ、御裳濯川ノ浪ノ音、无始ノ罪障モ、早ク濯シタル心地シテ、

承リ及ビシニモ過ギテ、身ノ毛イヨダチ、下

園大曆

大外記中原、朝臣師顯仰、内大臣宣奉、勅、太神宮、迂宮神道

山、杣料木採、盡由、造宮使、久世言上、何様可有、沙汰哉、宜令紀

傳、明經、明法、道等、博士、勘申者、又曰、嘉元二年、造替之時、神道

山之料材木盡之由、造宮使久世註進、被行、軒廊、御上、被用、伊
勢、國、江馬山、御杣、

勢州古今名所集

於保山ハ、神路山ノ別名也ト云フ、古老ノ傳ナリ。神拜垢離ノ歌

ニ、かきならす大山本の、五十鈴河、八百萬代の、罪を、残らじ。

元亨釋書

予詣、勢州、神祠、高山環、峙、清河繞、流、杉林森、矗、大數十圍、高百

餘尺、一鳥不鳴、幽邃間、爾、

新古今集

ながめを、神路の山、雲消えて、夕の空に、いでむ、月、乾

太上天皇

同

神路山、月さやのなる、誓有りて、天の下を、照すなりけり

西行

柳集

神路山、招り、ふ草の、陰、茂み、深き、軒を、狩か、く、家、う、那

順徳院

續後撰集

うみ、活や、ま、峰の、朝日、の、限、かく、照す、誓や、あ、の、君、の、為

荒木田延季

新後撰集

君が、代を、おれ、おる、神路山、深き、ち、う、い、い、ふ、も、畏し

作者不詳

續千載集

神路山、陰の、小草、おもえ、よ、ら、末、季、も、れ、ぬ、春、の、恵、に

荒木田氏忠

祭王定世朝臣、祖父隆通、公家為神祇内宮、奉籠の時、弘安奉詣記

神路山さも面白き橋うな天の岩戸の春や河けらむ 通海

ふて思ひ係きてむ神路山雲さあせはてせけら 荒木田房継

天の原あや岩戸の神路山日月曇らぬせよをあけ 慈道親王

幾杖を送る迎へて神路山月も天照る光ならむ 荒木田氏之

ちとやあや神路の山れおれおれ君が代は星あらず 常磐井森登

同 雲なき君が八ふ代を照すむ神路の山よあづる月 達智門院

わがむむ神路の山れおれ風哉代の春も色ハ春らし 後鳥羽院天皇

同 神路山峯の松が枝年ふりて美くぬもハ我が君の 後照念院関白

出づる月よ向ふ神路の山高く雲井も同じ春やまらむ 御製

やけらるる光をてや神路山天照る月のみきてはむらむ 度會貞春

神路山下津岩根の宮桓葉遠へぬは代とこそ聞け 季能

四ノ三十二

同 神路山玉垣ごよはえ渡せば杉間よきき千本のかをさ 僧正行意

同 委ら君試わらにつけて神路山糸はる虫の聲を聞か 俊成

神路月 林信充

鳳岡詩集 山粧 烟黛面地鋪風霜練月如神德明行人仰首見

丸山 まるやま 宇治橋より南、一町許あり。今在家

落合河原 おちあひがら 神路島路の両山間より流き出づる川筋の、此の

伊勢の神道山の月、杉の木、影見え隠れて、みもすそ

川の西北落合川原、影見え隠れて、よみ侍りける、

續門葉集 月を早神道の津よ出でぬらし河川の西よ影を添き 通海

法度口 はとがち 丸山の麓より、川よ沿ひて行

く道をいふ、櫻楓の樹多し。

神域接近の地おれを、不浄を制禁せしゆゑ、かく名づけしに

や。騷人文士、其の文字の雅あらざるを以て、鳩口よ作る。本郡一

宇郷龍嶺葛蒲床の木切原嶺等を歴て、南海五ヶ所よ至る里

道あり。近年、嶮岨を避けて、新小車馬道を開きたり。

一瀬いちのせ 五十鈴川第一の瀬あり。數十の石を置き、人を通ず。

維新前までは、此の所、番屋ありき。御贄小屋といへり。南海の浦より、魚藻を擔ひて、市場へ出づる道ありて、漁人、其の荷前を、神宮へ納めし所あり。一の瀬より、五十鈴川へ流る溪澗、凡十四五町の沿途、小石、巨岩、大石、互に、奇状を呈し、其の間、奔流衝激して、石と相搏ち、珠沫霏々たり。人をして、恍惚として、小石潭へ遊べば、幻想をなすさしむ。枕中、鰻石、電淵、熊淵、海龍石、屏風岩、御船石、西行戻など、最偉觀あり。人寰を距ること、咫尺ありて、かる仙境あるを、いとめづらし。白晝をくら、行蹤絶えて、幽谷へ響く樵斧の聲の、丁々として、溪韻と相和するのみ。

癸亥八月七日 同諸君游鰻石

山口珪

櫻葉館詩集

昔我游南島、今春躋鷲嶺、往還再經此、在憶時尋省、故人適

良暇、携我復茲境、况屬仲秋、初風氣已明、靜路入鈴水、南草

坡花間、穎側見水老、鷗繫條、掣其頸、傷爾不自食、捕魚盈、筍

簞、野人一何忍、鳥性亦悻々、沿流將一里、溪色蓄華艷、斷岸

透潭底、鏡中倒天影、既到奔注處、水悍石爭猛、前度諸奇絕、

恍然有餘警、把酒俯湍上、數醒衣易冷、漸覺多幽意、峯繞遠

市井、松峯蔽山陁、凝翠轉森整、歸樵帶嵐光、高鳥入霽景、顧

當企先達、燭眉擬清潁、

熊淵神社 くまのせ 舊地、詳ならず。大木神社の御殿の内、坐に、皇大神宮の攝社あり。

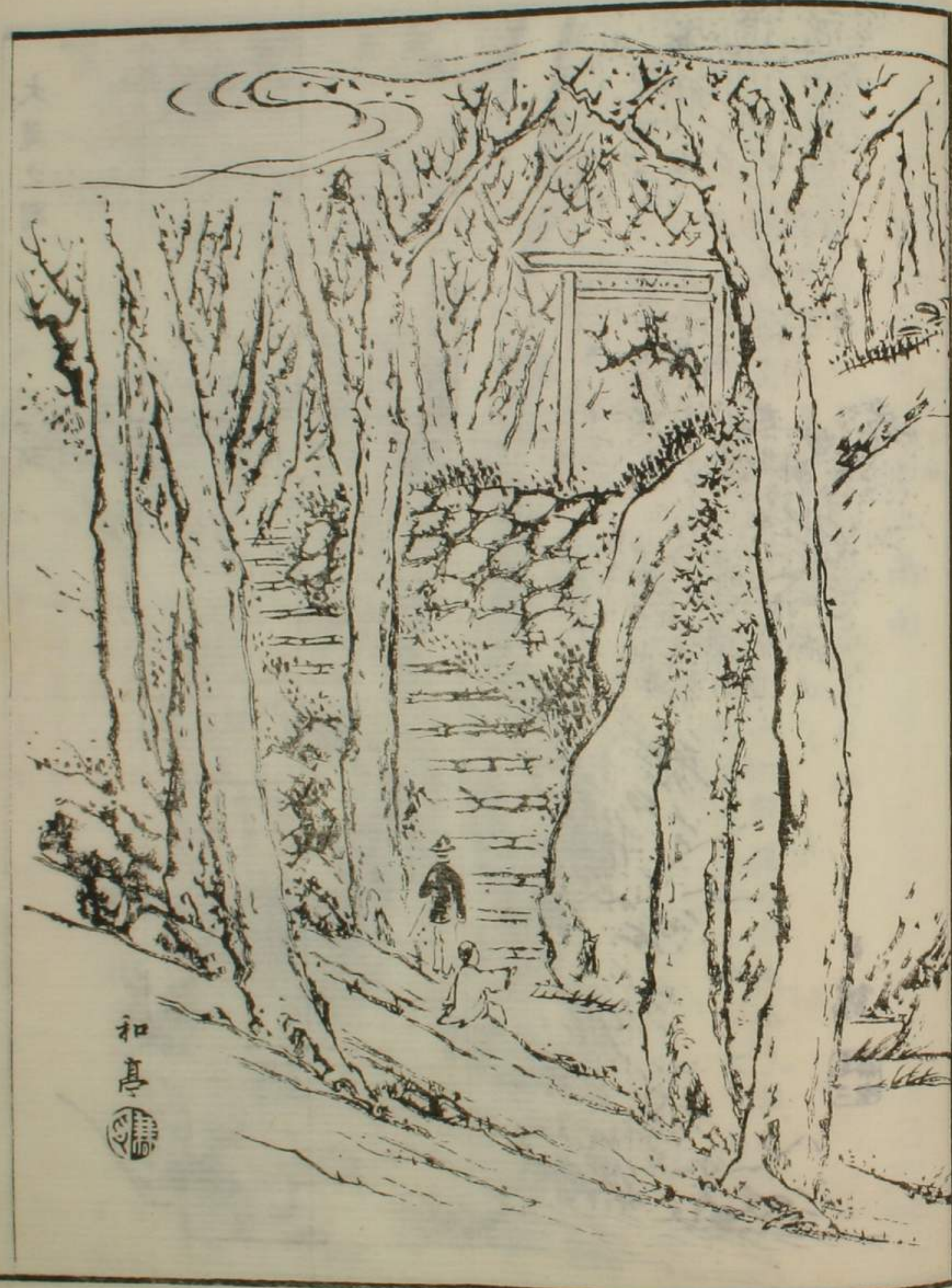
元祿勘文、熊淵神社、有官山百乃と見え、又攝社、泰嶺要路、小熊

淵社、上山神ト云フとあり。されども、此の邊、山神、數社ありて、さ

だのに、ち難し。



鱖石之圖



和真
印



鏡石之圖

五十四

大瀧之圖



百三十三

建久年中行事正月十一日旬拜事條
熊淵河合社拜西上南面

山神社 やまのかみ 道の左にあり。此の所より、石碓を渡り、民島に至る古道あり。

牛石 うしいし 山神社の前を直は行くこと一町許道の右にあり。形、牛に似たり。もと、山間はありしを、小川地其此の所は移したりと云ふ。

鏡石 かがみいし 牛石より二町許の水涯あり。

路の右側は、鳥居あり。夫より下ること十歩ありて、高さ二丈、横五丈許の巨岩あり。西面、削るが如くして、晶瑩物を鑑らすこと、白銅鏡と異ならず。土俗、山鏡と稱す。

元長参詣記

神路山ニ、山鏡トテ、山神坐ス岩ニテ、影ノ寫リケレバ、常ニハ、鏡石ト云フ。

鏡石神社 かがみいしのたけ 石津賀神社 いづつかのたけ 鏡石の上、同玉垣の内は坐す。とも近

鏡石神社 かがみいしのたけ 祭祀未考。神社板葺。鳥居中絶。社

石社、配軒在。御本宮、南西神道山、祭祀未考。社高五尺、長五尺、廣四尺五寸。

神足石 五十鈴川の上流にて、往く、拾ひ取る者あり。山中明海の獲たり。物形尤相肖たり。

仙人櫓 碁盤石 共々、神路山の山中にあり。絶險

張尾紫薇 神路山字張尾にあり。高さ二丈、横數丈に亘る。老幹糾結、多

大龍 神路山字大龍にあり。高さ六丈九尺、濶さ四尺。鉅岩數仞の上よ

小瀧 同所よりあり。高さ四丈二尺、濶さ三尺、亦觀るべきあり。

表見張所 一鳥居橋の右側よりあり。神宮衛士の、一時

一鳥居橋 表の参道なり。傍より流れ出づる川に架せり。皇大神宮

神宮司廳 橋を渡りて、左よりあり。

往古より、神郡の政務も、大神宮司廳、宮中の政務は、両宮の廳舎にて執り、乃ひまうり、一以、雖新の際、之を廢せられて、更、此乃廳を置

一鳥居 参道の正面よりあり。

皇大神宮第一の鳥居あり。従前、是より内、兵仗及佛具等を禁せ

行在所 一鳥居の内、参道の左に在り。行幸啓の時

參集所 行在所の東にあり。祭典の時、神宮の齋宿する所あり。

往古は、五十鈴川の東岸にあり。萬治三年の洪水に漂流せしを以て、寛文元年、此の所に建設したと云ふ。

皇大神宮儀式帳 禰宜齋館一院

宇治、大内人、齋館一院

大内人二人、宿館二院

物忌并小内人、宿館五院

宮守物忌、齋館屋一間

諸物忌小内人、常宿齋館屋一十二間

被所 はらみど 参道の右にあり。二の鳥居の被行事は仕へ奉る神官の被を修むる所あり。年七度の神宮大被、また神武天皇、孝明天皇の遣拜等、皆此の所にて執行せり。

手水場 てうずば 被所の南、川岸にあり。

此の所、石を置、水を掬ふに便せしむ。元禄五年、徳川綱吉の生母本莊氏よりの寄進なりといふ。

齋内親王河原殿院 さいないしんのうかうげんどのいん 被所と二の鳥居との間あり。齋宮中絶によりて廢れたり。

正殿御装束宿殿御輿宿殿御廁殿の四殿を一區とし、河原殿院に稱せし由、儀式帳に見えたり。齋内親王御参向の節、此の院にて、御小憩あり。夫より、腰輿より御給ひし所なり。

皇太神宮儀式帳
齋内親王川原殿一院
正殿一區、御装束宿殿一間、御輿宿殿一間、御廁殿一間、防徃籬一重、
建入年中行事月次祭條
於寮御火者、於一鳥居止畢、齋内親王河原殿、與二鳥居中

間腰輿移御齋王候殿御著

二鳥居 ふたとり 一鳥居の次、参道に建てり。此の所にて、官幣以下を淨むる行事あり。皇族の下馬も、此の所あり。

子良館 こらのたち 参道を右に折きて、風の宮へ行く右傍にあり。りて、大物忌の齋館あり。今廢れたり。

因小云ふ。慶長十二年、國母仙院より、兩宮の子良館に、貝桶を下し賜ひしことあり。今猶、廳庫に保存せり。其の蓋の裏に、良怒親王の筆跡あり。左に掲ぐ。

神風やみもをを川の志めけらちに、子良の子といふものあり。朝夕此神づくのほろ乃つまぐををなぐさむべきかの所のもて、あそび物としてかたづけあくも、國母仙院より、貝桶をくゞし給ふる事あり。かの大中臣輔弘がまはるみゆる松のむらだちと詠どけむも、所がら、此のためよやとおりひあてせらま、左右小わうちたうら此名の二見も、此の

をけよせあるふや。おほせをうけふとて、幸れも成、
いさかきくし付くるふなり也。

慶長十二年三月廿八日

入道親王良恕記之

今一箇の裏ふも、左の如くあり。

伊勢の國二見の浦よりて、大中臣輔弘

みくらげ二見の浦の貝志がみまに志ふ見ゆ、松の村に

慶長十二年三月廿八日



親王書之

一葉集 子良館のうしろふ梅ありといへむ

清子良子乃一、そとゆの、梅のそれ、むせ段

時雍館

参道の左にあり。明治六年、當時神宮大宮司本莊宗秀、金二千圓を献納して建設したる説教場あり。同十五年、神官教導職分離の後、御神樂殿の附

属舎とありたり。

御神樂殿

参道の左にあり。衆庶の志願によりて、御神樂を奏し、御饌を供進する所あり。

廳舎

舊地ハ、御神樂殿の構内ニ属せり。宮政を執り行ひし所あり。

五丈殿

御神樂殿の東、参道の北にあり。

兩儀の時よ、二の鳥居、及忌火屋殿前被の行事等、此の殿にて行たる。直會式のあり時、此の殿を用うる例あり。往古ハ、西ふ、九丈殿、南ふ、主神司殿ありて、此の一區を、直會院といひき。

皇太神官儀式帳

直會殿 一院

九丈殿一間、五丈殿一間、四丈殿一間、已上葺檜皮

御門一間、防往籬一重

延喜式

就直會院第一殿、南面坐、以位記置案上、史喚名給、殿前東向、東面重行、訖則奉拜太神、拍手、次北向朝拜、被喚名、祢

兵範記 宜内人北上、東面重行、訖則奉拜太神、拍手、次北向朝拜、

伍間壹面、檜皮葺、壹殿壹宇、肆間、檜皮葺、主神司殿壹宇、玖間、檜皮葺、九丈殿壹宇、

酒殿さかどの 五丈殿の北よりあり、神酒を醸す所あり。前に、蕃屏を設く。

往古も、務所廳、其の外、殿舎、數棟ありて、此の一區を、酒殿院といひき。
皇大神宮儀式帳

御酒殿一院、酒殿一間、務所廳一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋一間、防往籬一重、

由貴御倉のきのみくら 酒殿の東より並び建てり。儀式帳不載せたる御倉の一あり。玉垣蕃屏を設く。

皇大神宮儀式帳六月條

彌宜内人物忌等、從湯貴御倉下宛奉大御饌、朝夕、大御饌、二時之料、御田、苜蓿、

水量柱みづかりばしら 神宮御改正の前まで、毎年正月十四日夜、酒殿の前、置石の辺より柱を建て、月影よて、長短を量り、其の年の吉凶を占ふ行事ありき。

建久年中行事

正月十四日夜、水量柱立、政所物忌、父一人、御巫内人等、先吉、占木、酒殿前、置石北端立、月影九丈殿、西軒、酒殿、西軒、同通指時、是夜、占木影指所、博士木立也、件中間遠吉、知近、不吉、知也、歲善惡、以是知也。

櫻宮石壇

由貴殿の異よりあり。建久年中行事も、櫻宮とも、櫻御前とも見えたり。小朝熊神社の神事を行ひし所あり。

建久年中行事六月條

早旦彼社、祝、自由貴殿請預、忌火屋殿、荒垣、坤角、彼神祭祀所、石疊持參、御神酒費菓子供進、次、正權神主、并玉串、大内人、著、衣冠、主神司殿參、東為上、正彌宜、次、權任神主、玉串、大内人、著、祝部、鬘木綿持進、寄始、從一、彌宜、迄、權官、玉串、大内人、大物忌、父、兄部、賜之、各手一端之後、請取著用、其後前、石階、一、彌宜、詔刀申、申、久、今年六月廿日、乃今時、以天、小朝熊、乃皇神、乃廣

前尔恐、美恐、美申、久、〇下

忌火屋殿

五丈殿の東よりあり。御膳宿殿ともいふ。祭典の時、御饌御費を調理する所あり。

皇大神宮儀式帳

御膳宿一院、殿二間、廻防往籬一重、

建久年中行事六月條

方々、御稻等之中、一、御方、於忌屋殿、奉春、大物忌、子良、荒木田、先奉仕、母良相具也。

肆間檜皮昔忌屋殿壹宇

被所 はらのど 忌火屋殿の前庭あり。諸祭典の節、御饌御贄及奉仕神宮を被ひ清むる所あり。

御竈木屋 みかまぎ 忌火屋殿の西あり。

齋内親王御膳院 さいないしんのうごうぜんいん 忌火屋殿の近きあたりあり。其の趾、さだらからず。

嘉曆公御勅使記云、荒祭宮の遠拜終り、齋王の御饌殿の後にて、禰宜明衣を脱る由見えたり。

荒祭宮遥拜所 あらいまつのみやのさきはら 参道の左あり。皇大神宮の別宮、荒祭宮の遥拜所あり。此の所は、枝路あり。左へ入るときは、御廐、御稻倉、外幣殿の前を経て、同宮に至る。

皇大神宮儀式帳祈年祭條

荒祭宮、版位就坐、四段拜奉、短手二段拍畢、即使并太神宮司、

外直會殿就坐、

建久年中行事正月條

退出時、於長石橋、砌荒祭宮、拜手兩段、東上、次興玉宮、拜南上、

御輿宿 みこしやど 遥拜所の南、参道の左ありき。齋宮中絶の後、ハ、兩儀の玉串行事をむ、此の内にて行ひきとぞ。

粃種石 もみだらいし 板垣西御門外、北側あり。

此の石、元五十鈴川上字荒田の川原よりありき。天明年中、御造營の時、楠部郷の人民、之を獻せむとて、運送、小年月を経るに、食料此闕乏を告げ、粃種をも喰ひ盡して、宮城迄曳き終へしが故、かくて名づけしなり。目今、板垣西南の角あり、岡田郷より獻

玉串行事所 たまぐしぎょうじところ 参道の兩側、版位を設く。其の行事、豊受大神宮に同じ。

江家次第

参、太神宮、参進、次第、御幣、禰宜等列立、御輿宿、南方、使列立、其

西

愚昧記

治承元年九月十五日、公卿勅使至、御輿宿、北方、予房以下列立、西面南上、先是、禰宜等列立、其南、相去四五尺、予向、禰宜揖、

禰宜答揖、

御贄調舎 みまへてうしや 板垣御門の南、石燈の下にあり。

調舎の傍、五尺許の石壇あり。豊受大神の御坐と云ふ。蓋、豊受大

神を山田原より御鎮座あらども、三節の御祭をも、特は此の石壇より迎へ奉り、其の御前より御贄調理を仕へ奉るあり。近來に餘の御祭も、此の所より御贄を調理する事となれり。

御贄調理舎の前なる川をいふ。伊勢志摩兩國の界より流れ出で、此の所に至りて、御川と稱せらる。下流ハ、官域を貫き、五十鈴川と合す。

往古に、此の川に中島あり、豊受大神の石壇を設けたりき。天平寶字六年九月十五日、會洪水あり、一うむ、度會郡司例より、黒木の御橋を架設せむとして、誤りて、沖川と為りし由、神宮諸雜事記に見えたり。

皇太神宮儀式帳

一 供奉朝、大御饌夕、大御饌行事用物、支、御贄清供奉

御橋一處、長十丈、廣二丈、高八尺

石畳一處、方四尺

太神宮正南御門、在伊鈴御河、當此御門、流二俣也、此中島也

造奉、石畳、常造宮使營作奉、此止由氣、大神乃入坐、御坐也、御橋者、度會郡司以黒木造奉、三節祭、別禁封、其橋、人度、不往還、則齋敬供奉、十六日夕、大御饌、十七日朝、大御饌、並御筭作、内人、造奉、御贄机、忌鍛冶、内人、造奉、御贄小刀、乎立、志摩國、神戸、百姓、供進、鮮蛇螺等、御贄、乎机、上、尔備置、彌、宜、内人物、忌等、御贄、御前追、立、持、立、立、開封、御橋、立、參、度、立、止、由、氣、大神、乃、御前、跪、侍、立、則、御河、尔、清、奉、立、御膳、料理、畢、則、如、先、持、立、御贄、御前追、立、天照皇大神、乃、御饌、供奉

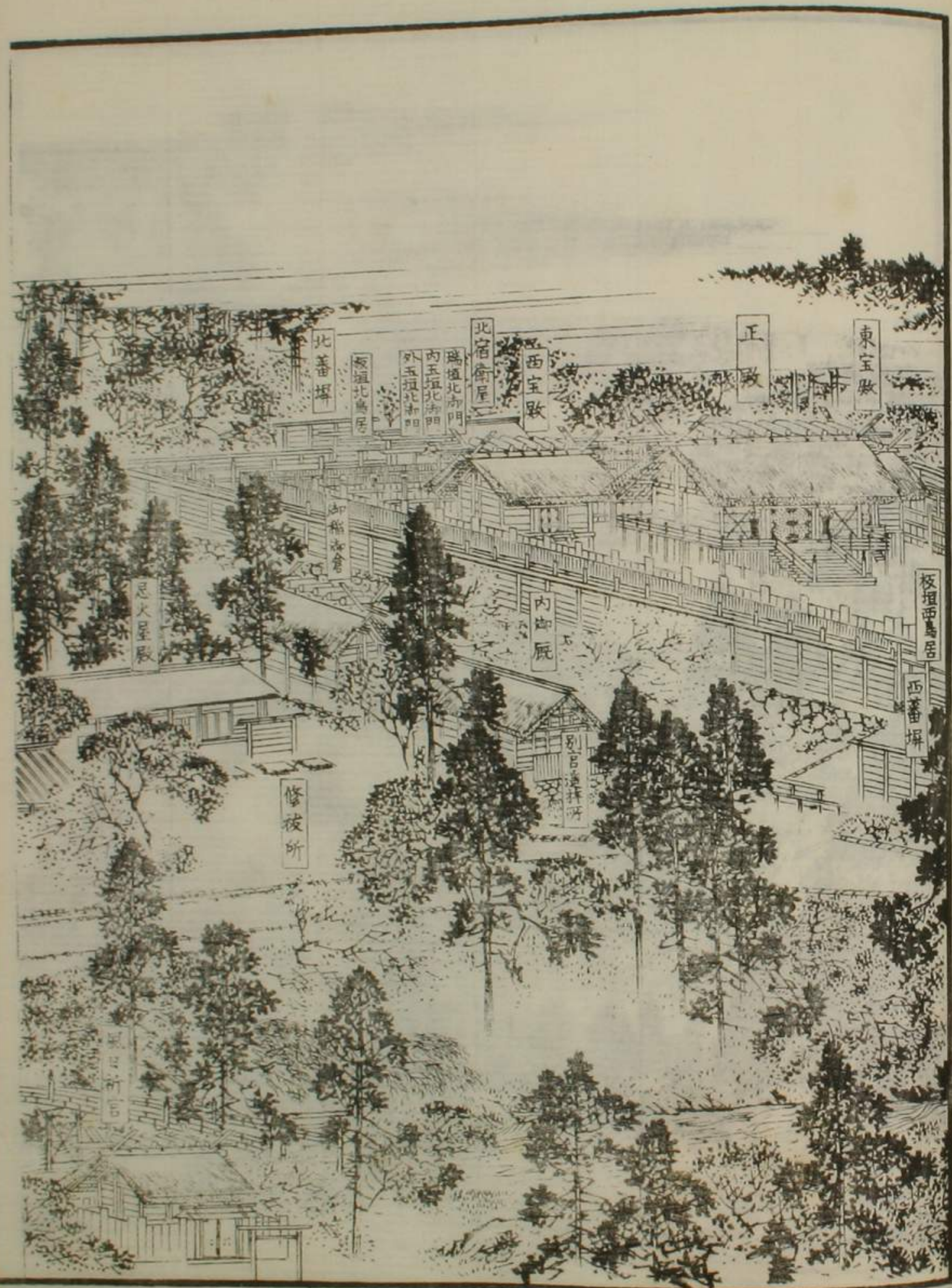
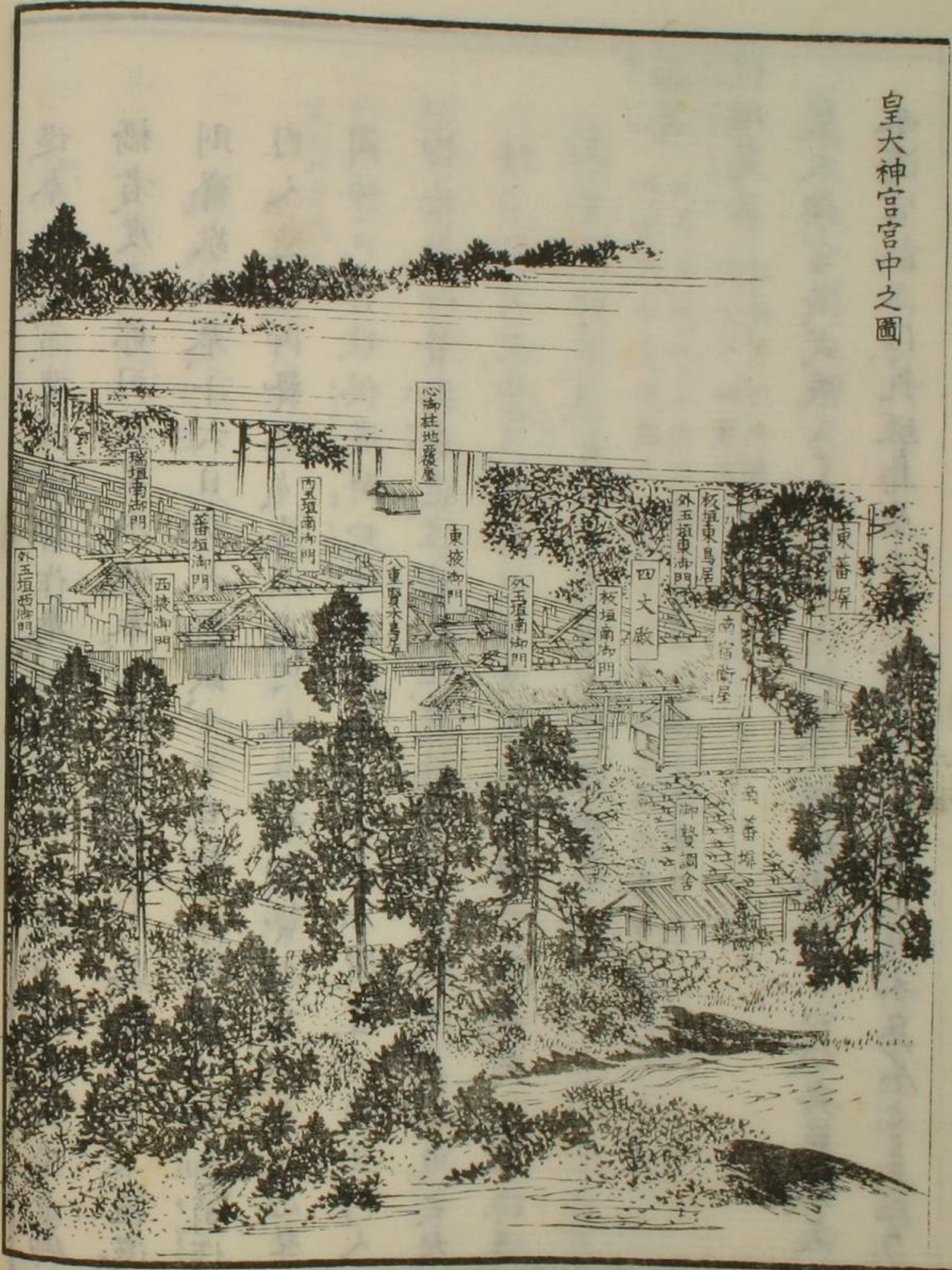
御贄調理舎と参道との界あり、之を南の蕃屏と

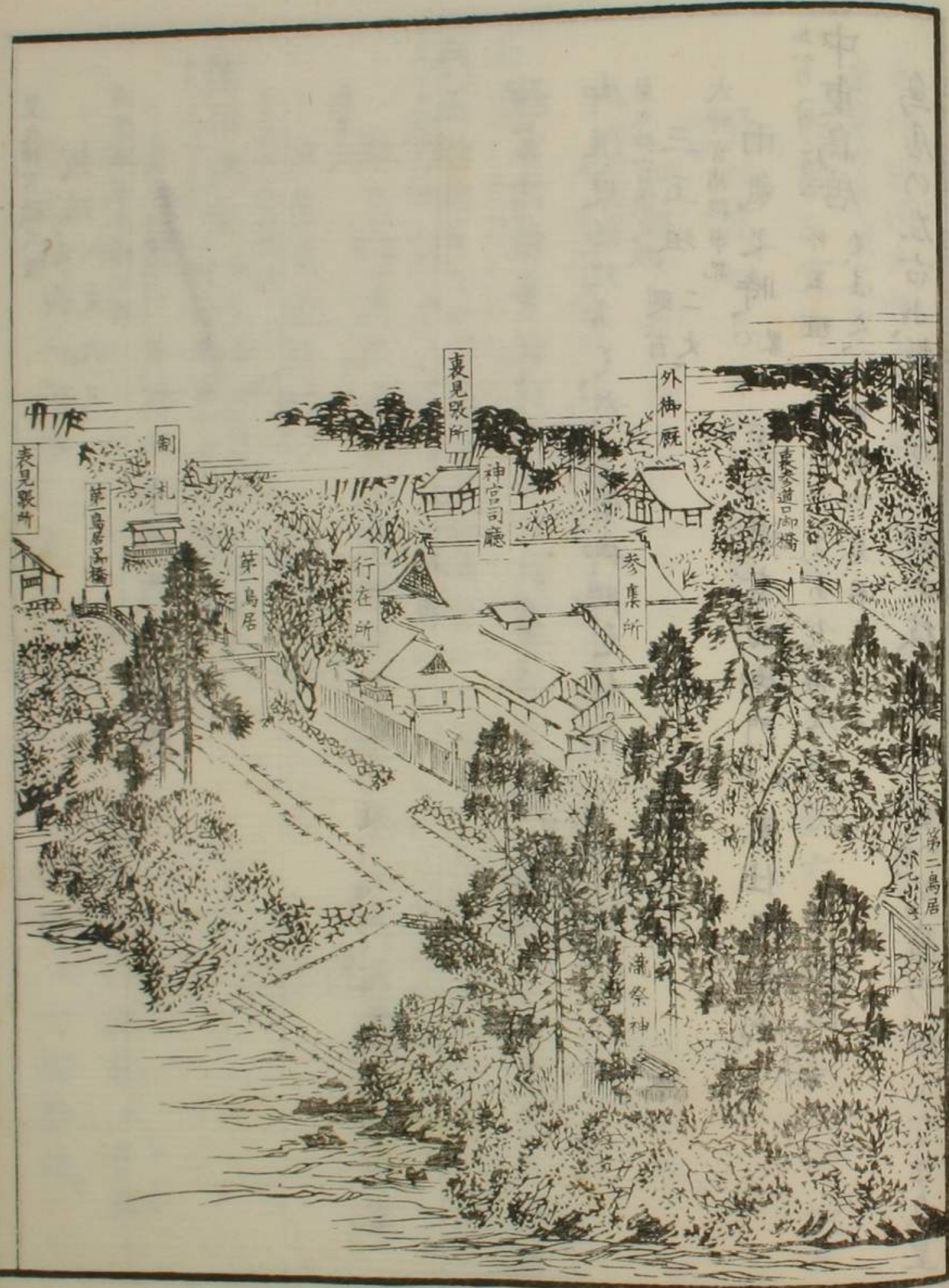
いふ、東西北とも、板垣の鳥居は樹して建てり。

皇太神宮儀式帳より、第五重御門、或ハ板垣御門といひ、兵範記、文

永遷宮記、ふは、荒垣鳥居といひ、請屋日記、ふは、冠木鳥居といえたり。

皇大神宮中之圖





皇太神宮儀式帳

板垣、廻長一百卅八丈六尺、

同書神嘗祭條分註

齋宮諸司者、板垣御門内分頭侍、

南宿衛屋、みまのあり、あいや板垣鳥居の内、右側あり、
神宮晝夜宿直する所あり、

皇太神宮儀式帳

宿衛屋四間、長各二丈、

延喜式

禰宜、長大内人、每旬率物忌父、竝小内人、戸人等、分番宿直、

外玉垣御門、とのたまがきごもん内より三重目の御垣より付きたる御門あり、

神宮諸雜事記、建久年中行事等より、第四御門と見えたり、此は

御垣、東西北より、於不替御門を付く、

皇太神宮儀式帳

三玉垣、廻百二丈、

太神宮諸雜事記

雨氣之時、○中至御遊者、四御門天仁奉仕之例也、

中重鳥居、かかのへのとらぬ外玉垣御門の内よりあり、俗よりまた、八重榊の鳥居といふ、

鳥居の左右小、數十本の榊の枝を立て並べ、芭籬の如くなせり、皇

太神宮儀式帳等より載せたる八重榊の遺存なるべし、

皇太神宮儀式帳山向物忌條

即第三重御門、東方一列八枝、八重、數六十四本、右方亦如左

員、竝高四尺、枝別木綿懸之、

柳葉

神風や八重の榊を兼ねても御裳濯川の末をほろけき

後鳥羽院

新物撰集

八重榊繁き恵の敷をていやりの葉よ君を祈らむ

荒木田延成

石壺、いづば中重鳥居の左右あり、其の義も豊受大神宮の所あると同じ、

四丈殿、よちやうだん中重鳥居の東あり、官幣を點檢する所あり、此の殿をもとて、齋内親王侍殿といひ、こと、又その西に女孺侍殿のあり、こ

となど、豊受大神宮の所よりいへるふ同ト、

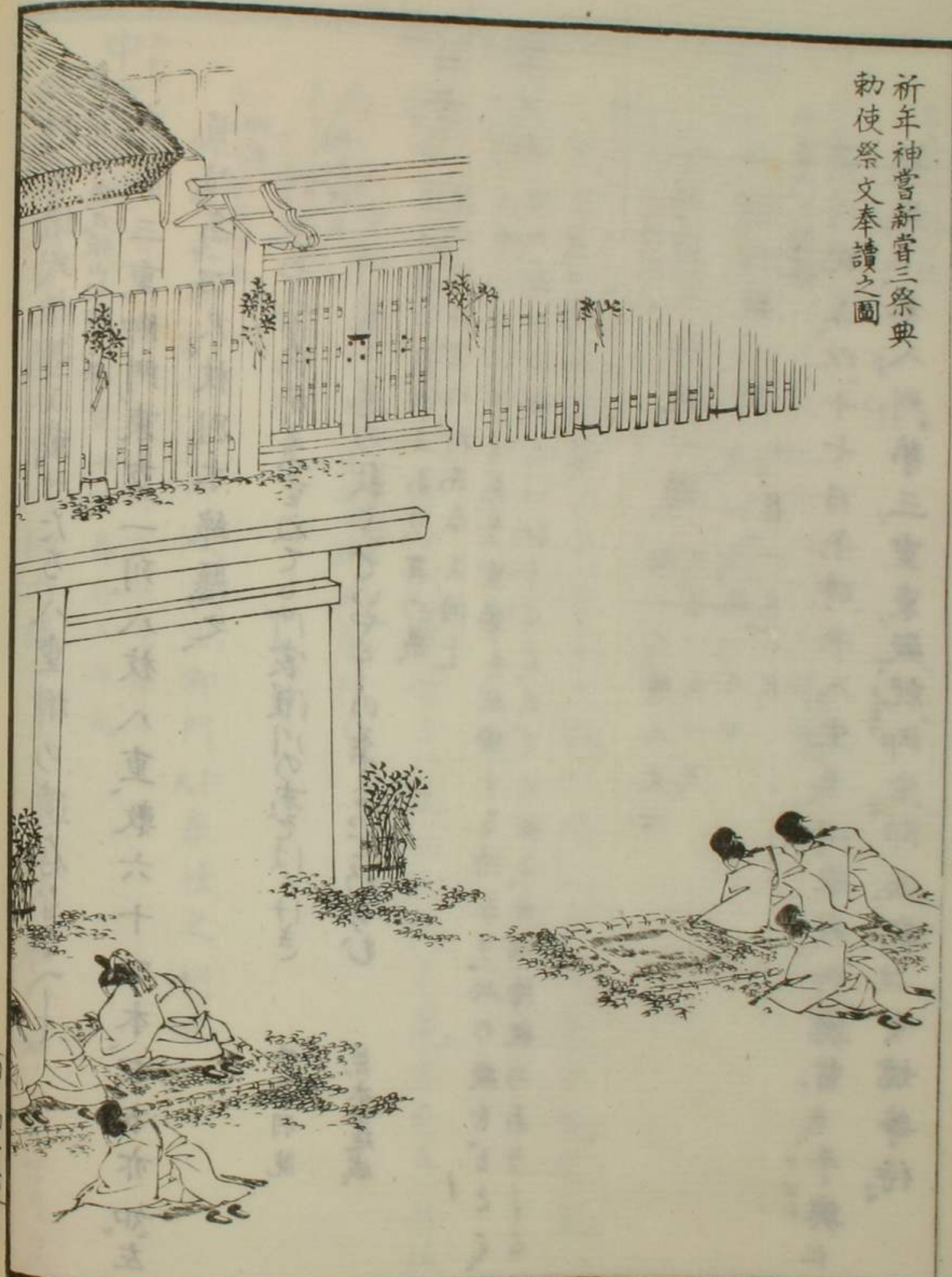
皇太神宮儀式帳

齋内親王侍殿一間、長四丈、廣二丈六尺、高一丈一尺、

女孺侍殿一間、長四丈、廣一丈七尺、高一丈一尺、

同書月次祭條


齋内親王、以十七日午時、参入坐、川原殿御輿留、手輿仁移坐、氏、参入到第三重東殿、就御坐、即西殿波女孺等侍、



祈年神嘗新嘗三祭典
勅使祭文奉讀之圖

毎年、神嘗、兩月次の三祭禮、
 度會郡野篠、矢野、山神、積良、
 牧野の諸村より、親祿、宜知、童
 数人を率ゐ來り、原村よりハ、歌
 長、彈琴、笛、生、等來りて、玉串
 御門前より、舞を奏す事
 ありき。之を、鳥名子舞と稱す。
 維新の後廢れし。



鳥名子舞




建久年中行事、六月、次祭條

從酒、越計、鳥名子等參候、瑞垣御門外、方、
 擊志、多良、叩、手、也、誼歌、件、歌之中、
 シダラウテト、テ、ガノタエハ、ウチハムベリ。
 ナラビハムベリ。アコメノソ、テヤレテハムベリ。
 オビニヤセム。タスキニヤセム。
 イザセム。タカノヲニセム。
 又云、イサタチナム。ヲシノカモドリ、ミヅマサラ
 バトミ、ゾマサラム。

内玉垣御門 二重目の御垣より付きたる御門あり。

玉串御門とも、第二の御門ともいふ。三節の祭よも、此の御門下に
て、御占の神事を行はる。

皇大神宮儀式帳神嘗祭條

同日夜亥時、御巫内人乎、第二門、爾令待、御琴給、請天照
坐大神乃神教、即所教、雜罪事乎、自禰宜館始、内人物忌四
人、館解除清畢、

建久年中行事六月月次祭條

次、御占神事、自西御門參入、正員禰宜、玉串御門、外方軒下御
前、向東上祇候。中、于時御巫内人、自外幣殿、鷄尾御琴請、
件御門、外東方候、御殿向先、詔刀申。中、次、以笏、御琴搥、三度、
警蹕、在、次奉下神。中、其後大物忌父、冠部、向一禰宜候、御巫
内人又向西候、于時大物忌父、正權神主、不信不淨疑、以人別
姓名、為其神主、若有不淨事申、御巫内人以同詞、又申、御琴搥

内、嘯、件嘯音、鳴以清知、以不鳴、不淨知也。

蕃垣御門 内玉垣御門と瑞垣御門との間

蕃垣一重、長三丈、

瑞垣御門 一重目の御垣より付きたる御門あり。内院中御門ともいふ。

命婦一人進受、太玉串授、大物忌子、即大物忌子受、立瑞垣御

門、西頭進置畢、

同書 瑞垣一重、長三丈、高一丈、

皇大神宮正殿 五十鈴宮、また朝日宮と稱す。豊受大神の御鎮坐以前ハ、度會宮とも申し奉りき。

謹みて按むるに、皇大神宮ハ、天照大神を齋き奉れる大宮あり。大
御神をば、大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ奉る。掛け巻
も、恐き天皇の大御祖坐し、まはれことを、申し上げむさうなり。
其の御生れまし、時より、奇しく靈しく妙ある大御徳を具へ給

へ^ちし^らる^を、即、高天原を^ち知^れ、食^めす大御神よぞ出^ます。まをすも
か^らこ^けき^ど、齋^き祀^る御^{たま}霊^{しろ}代^も、大御神の、天岩窟よ^も出^ま居^り給^は
ひ^し時、石凝姥神の造^り奉^じり^八咫^の御鏡あり。皇孫^{すま}通^に、^ぎ慈^の命^の、
此の國よ降臨^し給^はむとせし時、大御神、御手づ^らら、此の御鏡を
取^らせ給^ひて、此之鏡者、專^ら為^我魂^の、如^拜吾^前伊^都岐^奉と詔^らりて
授^け給^へりき。されむ、此の御鏡は、全^く大御神の現^み御身よ異^なる
事^なり。そは、息長帯比賣^命又神憑^まり^志時^ふ、神風伊勢國之百
傳^度逢^縣之^拆鈴^{五十}鈴^宮所^居神^名撞^賢本^嚴之^御魂^天疎^向津
媛^命と宣^り給^ひり^大御言^以て^り著^き御事^{あり}。さ^そ後^代の^天皇
此の大詔のま^らく、同殿共床よ齋^き祭^らせ給^ひり^を、崇^神天^皇の
御代よ至^り、神威を畏^み給^ひ、皇女豐鋤入^姫命よ託^け奉^りて、六年秋
九月、倭國笠縫^邑よ移^り奉^らせ、磯城神籬^をま^てて齋^き祭^り給^へり。

是即、皇居神宮所を異^り給^ひり^始あり。三十九年よ至^りて、又但波
の吉佐^宮よ移^らせ給^ひり^再、倭の國よ歸^らせ給^ひて、伊豆加志
乃本宮よ齋^られ給^へり^八年^{あり}き。その後、豐鋤入^姫命、御年老
い給^ひり^よりて、更^に倭姫命を、御杖^代と定^め給^へり。是より、倭
姫命、大御神を戴^き奉^りて、五十餘年^{の間}、諸國を巡^幸し、大宮地を
覓^め給^ひき。美濃國より、伊勢國よ到^り給^ひり^時、大御神誨^へ給^は
く、是神風伊勢國^則、常世之浪重浪歸^國也、傍國可^怜國也、欲^居是國
と宣^らせ賜^ひり^あば、倭姫命、乃、御教の随^ふ、佐古久志^呂宇治の五
十鈴^の川上^の、此^れ大宮地よ鎮^め奉^らせ給^ひり^{あり}。これ、實^に、垂
仁天皇の二十六^年冬、十月十七日^のこ^のや^しなりきとぞ。
畧頭書よハ、日本長曆に
よりて、九月と改^めたり。
古事記
於^是洗^左御^目時^所成^神名^天照^大御^神、
度會佳良神
主の遷幸要

古事記

於是副賜其遠岐斯此三字八尺勾瓊鏡及草那藝劍亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受官

日本書紀

伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟於是共生日神號大日靈貴大日靈貴此云於保心屢照大神武智靈音力丁反一書云天此子光華明彩照徹於六合之內故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不且久留此國自當早送于天而授以天上之事是時天地相去未遠故以天柱舉於天上也

同書

於是日神方開磐戶而出焉是時以鏡入其石窟者觸戶小瑕其瑕於今猶存此即伊勢崇祕之大神也

同書

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當為吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦為吾孫奉齋焉乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之是時天照大神手持寶鏡投天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿內善為防護

同書

垂仁天皇二十五年三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入姬命託于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之處而詣菟田筱幡筱此云更還之入近江國東迴美濃國到伊勢國時天照大神誨倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也倭國可憐國也欲居是國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也一云天

明文抄引日本紀

皇太神宮儀式帳

姬命為御杖貢奉於天照大神是以倭姬命以天照大神鎮坐於磯城嚴櫃之本而祠之然後隨神誨以丁巳年冬十月甲子遷于伊勢國波遇宮是時倭大神著穗積臣遠祖大木口宿禰而誨之日大初之時期日天照大神慈滋天原皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神我親治大地官者言已訖焉

天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也一鏡者神御靈名天懸大神今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神今紀國名草宮崇敬拜祭大神也一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食之食向夜護日護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也○釋日本紀引ける大倭本記も

磯城瑞籬宮御宇御間城天皇御世以往天皇同殿御坐而同天皇御世爾以豐耜入姬命為御杖代出奉支豐耜入姬命御形長成支次以纏向珠城宮御宇活目天皇御世爾倭姬內親王速為御杖代齋奉支美和乃御諸原爾造齋宮出奉天齋始奉支爾時倭姬內親王太神乎頂奉支願給國求奉時爾從美

和乃御諸宮發支令出坐支爾時御送驛使阿倍武津川別命和珥彦國昔命ナカトミ中臣大鹿島命オホカシマ物部十千根命モノベ大伴武日命オホトモ合五柱命等為使支令入坐支彼時宇太乃阿貴宮坐ウタノアキ只次左波多宮坐ハタ只其爾即大倭國造等神御田オホヤマト竝神戶進カヌヘノミチ支次淡海坂田宮坐フチノウミノサカノ只次美濃伊久良賀波宮坐ミノ只穴穩宮坐アナタカ只次阿閉アヒ拓殖宮坐ヒロシ只其爾即伊賀國造等神御田イハ竝神戶進カヌヘノミチ支次淡海坂田宮坐フチノウミノサカノ只次美濃伊久良賀波宮坐ミノ只次伊勢桑名野代宮坐イセノクサナノノ只其宮坐時爾伊勢國造遠祖建夷方イセノクサナノノ乎汝國名何問賜ニ只白久神風伊勢國止白支ニ即神御田カヌヘノミチ竝神戶進カヌヘノミチ支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜ニ支白久草ニ竝神戶進カヌヘノミチ支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜ニ支白久草ニ蔭安濃國止白支ニ即神御田カヌヘノミチ竝神戶進カヌヘノミチ支次壹志藤方片樋宮ニ

坐只其在阿佐鹿惡神平驛使阿倍大稻彥命即御共仕奉支
彼時壹志縣造等遠祖建皆子乎汝國名何問賜支白久宍往
些鹿國止白只即神御田並神戶進支次飯高縣造乙加豆知
乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止白支即神御田並神戶
進支而飯野高宮坐支彼時佐奈乃縣造御代宿祢乎汝國名
何問賜支白久許母理國志多備乃國真久佐牟氣草向國止
白支即神御田並神戶進支而多氣佐牟延宮坐支彼時竹
首吉比古乎汝國名何問賜只白久百張蘇我乃國五百枝刺
竹田乃國止白支即櫛田根掠神御田進支次玉岐波流磯宮
坐只次百船乎度會國佐古久志呂宇治家田田上宮坐支爾
時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎汝國名何問
賜支白久百船乎度會國是川名波佐古久志留伊須乃川

止申是川上好大宮地在申即所見好大宮地定賜比支朝日
來向國夕日來向國浪音不聞國風音不聞國弓矢鞞音不聞
國止大御意鎮坐國止悅給互大官定奉支

同書
正殿壹區長三丈六尺廣一丈一尺
延喜式
太神宮三座在度會郡宇治
鄉五十鈴河上

天照太神一座
相殿神二座

古語拾遺
至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝
姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以為護身御璽是今
踐祚之日所獻神璽之鏡劍也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神
籬奉遷天照大神及草薙劍令皇女豐鍬入姬命奉齋焉
泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立

其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姬命居焉始在天
上預結幽契衢神先降深有以矣

御集

五十鈴川頼む心深されを天照神を空よりらむ

新古今集

神風や玉串のををさうかづー内外のまよ君をこそ祈れ

拾遺愚草

さやうある月日のかきにあうても天照神を頼む斗を

山家集

みもまその岸の若根よ下流あて固めてまつる宮榎孔

續古今集

おしなべて天の下もちとや少く神路並のかみそともいじ

同

神風や五十鈴の川の磯のま常世に浪の音をこそ聞けき

續拾遺集

神風や内外の宮のま柱千度や君が沖代小まつべき

新後撰集

ま祀もくれ珠城の法代は詠たまでま居なりぬる若川上

玉葉集

神風や朝日の宮のまうたし頼世聞なるまさを有りなれ

風雅集

神風や朝日の宮のまうたし頼世聞なるまさを有りなれ

同

神路山内外の宮にま柱身くらぬもそををばまよ

元享元年北御門歌合

内外とそかくべき神の誓はは用トま照す月日哉

同

場垣の内外のま居なりぬと神の志を祈あらたある

建武元年度會朝棟亭會

神路山内外の宮にま柱千度や君が沖代の光るらむ

新續古今集

いざ川下つ岩根の水垣の久きせりまををらも

夫木抄

たる薄をばなかりさき神風や内外のまはま代までに

同

千早振五十鈴の宮のまに隣りらぬ法代を照すぞとく

千五百番歌合

神風や内外のまに祈りおきてかひく君のまは頼む

辛丑元日八但牧在勢陽有試毫倭歌乃摘其末字以

遙寄之

鷲峯詩集

我朝神道有宗源内外官高誰不尊伊水春風通四海八雲

縮地八重垣

後鳥羽院

俊惠

定家

西行

九河内躬恒

師繼

衣笠内大臣

大中臣定忠

鎌倉右大臣

度會朝棟

後伏見院

度會雅冬

藤原家榮

寂塵法師

前中納言為忠

鎌倉右大臣

雅忠

兼宗

林恕

鷲峯詩集

朝日宮月

林 恕

秋光陳祭奠幣帛飄素練夕月朝日宮晝夜一度見

庚子之春從五品八木宗直君在勢州裁元旦倭歌被

寄示之以其冠字為韻賡載贈焉

同

同書

我國宗源伊水濱靈光內外一般春霞如錦幣雲如帛瑞日
高懸祖廟神

參宮短詠 三首ノ一

山崎嘉

垂加文集

林色陰濃風色陳山光秋霽景光新心清五十鈴河上便向
宮前拜日中

拜太神宮作

伊藤長胤

紹述全集

惟皇垂帝統無外庇蒼生首出乾坤位照臨日月明茅茨餘
古朴俎豆屬昇平萬室比薨阜二川夾宇清我來何所禱文

教日斯成

相殿神

皇太神宮儀式帳小相殿坐神御舩代二具 長各七尺六寸内七尺六寸内深一尺五分

又相殿坐神御裝束囊二口 員八寸長四尺二寸廣二幅 坐東神御形納奉

生絶囊一口 長七尺二寸廣二幅 坐西神御形納奉生絶囊一口 長四尺二寸廣二幅 又

已延喜式太神宮舩代三具とある註小二具相殿神料 ○寸尺儀式帳より同一但

廣一尺五寸とありまた相殿神二坐裝束左神料絹囊一口右神料絹囊一口 ○寸尺儀式帳より同一

神よつきては諸説ありて一定し難し古事記亦此二柱神者拜

祭佐久久斯呂伊頂受能宮とありて大御神の御魂靈の御鏡と恩

兼神の御靈實とを指して申せれむ一柱は思兼神と坐すこと明

なりさて皇太神宮儀式帳の分註よて天手力男神萬幡豊秋津姫

命みこととし、御靈代も、弓劔の二種せり。されども、女神の御靈代も、御劔を用ゐる例ありとて、弘安参詣記も、日本書紀を引用して、天兒屋命、太玉命なるべしと云へり。儀式帳奏上の當時、分註のありしものなるを、後人のかき添へたるものあるを、今定まらば、知しるべし。

正遷宮まほうせんぐう

古書を案ぶるに、神殿改築の大禮も、御鎮坐以来六百年間の事、洋ならず。天武天皇の御代より始めて、勅して、廿年を以て、一期と志給へり。よりて、持統天皇の四年九月十六日、今の東北御鋪地に、新小神殿を改築し、遷御の大禮を行はせ給ひき。其の後、千二百年乃間、正遷宮五十六回、假殿遷宮五十七回、臨時遷宮四回を行はせられり。而して、山口木本祭を始め、順次の諸祭典より、御神寶

装束、百服の調度は至るまで、具も、延暦の帳、延喜の式も載せられ、て、其の儀いと厳正あり。中にも、明治廿二年も行われし正遷宮の如きも、古今未曾有の盛舉なりき。官、國庫金三十萬圓を出して、其の費も供給し、持小造、神宮使廳を置きて、其の事を管理せしめらるたり。宮殿の結構も、專、古代の制作も據り、神寶の粧飾も、嘉元の官符等も徴し、一、精覈も、調査を遂げらる。あば、遷幸儀衛の嚴肅なる、神寶服御の豊富なる、文物典章の粲然たりし、延暦、延喜の頃といふも、かくはありざりしなるべし。

年中諸祭典ねんぢゅうしよさいてん

此の大宮乃御祭は、儀式帳も見えしが如くなりしを、明治維新の際、五節會と共に廢せられしもあり、また、新小加へらもあり、今行らるる所も、左に掲ぐるが如し。

歲旦大御饌	一月一日午前四時	元始祭大御饌	一月三日午前七時
御饌	一月十一日午前十時	孝明天皇遙拜	一月三十日午前八時
大祓	一月卅一日午後三時	祈年祭大御饌	二月四日正午十二時
紀元節大御饌	二月十一日午前七時	祈年祭奉幣	二月十七日午後一時 勅使参向儀仗兵出張
神武天皇遙拜	四月三日午前八時	大祓	四月三十日午後三時
風日祈祭	五月十四日午前九時	神御衣祭	五月十四日午前十一時
大祓	五月卅一日午後六時	興玉神祭	六月十五日午後六時
御卜	六月十五日午後七時	月次祭夕大御饌	六月十六日午後十時
月次祭朝大御饌	六月十七日午前二時	月次祭奉幣	六月十七日午後五時
大祓	六月三十日午後六時	風日祈祭	八月四日午前七時
大祓	九月三十日午後五時	神御衣祭	十月十四日午前十一時
興玉神祭	十月十五日午後五時	御卜	十月十五日午後七時

神嘗祭夕大御饌	十月十六日午後十時	神嘗祭朝大御饌	十月十七日午前二時
神嘗祭奉幣	十月十七日午後五時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十月三十一日午後四時
天長節	十一月三日午前六時	新嘗祭大御饌	十一月二十三日午前十一時
新嘗祭奉幣	十一月廿三日午後一時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十一月三十日午後三時
興玉神祭	十二月十五日午後三時	御卜	十二月十五日午後五時
月次祭夕大御饌	十二月十六日午後十時	月次祭朝大御饌	十二月十七日午前二時
月次祭奉幣	十二月十七日午後五時	大祓	十二月卅一日午後三時

神領

往古、西宮の封戸も、延喜式も載る所の外、御園、御厨等ありて、諸國小散在したりき。是等ハ悉蒐録して、神風抄、神封一覽小詳あり。又、武家諸氏の祈願によりて寄進せし神田あり。東鑑、鎬矢祀等に見えたり。

毛利輝元祈願狀
橫一尺五寸七分

龍重光藏

今度古陣武命

亦全為祈念一社

送交、年改朔之日

一設如說也仍賴

書如件

天正廿年二月十日新有德

伊豫大神、御前

延喜式
封戸

當國

度會郡

多氣郡

飯野郡

飯高郡

廿六戸

壹志郡

安濃郡

廿五戸

鈴鹿郡

十戸

河曲郡

廿八戸

桑名郡

五戸

諸國

大和國

十五戸

伊賀國

志摩國

六十六戸

尾張國

四十戸

參河國

遠江國

四十戸

右諸國調庸雜物皆神宮司檢領依例供用其當國地租收納所在官舎隨事支料若遭年不登損田七分以上免徵租稍竝注帳申送所司

神異

古来大御神の神威を顯し給ひ御事蹟も古典舊史も著し。今此に、征韓の託宣を載せて餘を綴て省みる。唯長元四年此神勅に至りては實小千歳の下までも人をして戦慄せしむる御事なり。其の願末をば荒祭宮の所に掲げたり。

日本書紀仲哀天皇條

八年秋九月乙亥朔己卯詔群臣以議討熊襲時有神託皇

后誨曰天皇何憂熊襲之不服是宵之空國也豈足舉兵伐

乎愈茲國而有寶國譬如美女之暎用此云麻有向津國眼

炎耀之金銀彩色多在其國是謂栲衾新羅國焉若能祭吾

者則曾不血刃其國必自服矣復熊襲為服○下

時皇后傷天皇不從神教而早崩以為知所崇之神欲求財

寶國是以命群臣及百寮以解罪改過更造齋宮於小山田

邑三月壬申朔皇后選吉日入齋宮親為神主則命武内宿

同書神功皇后條

祢令撫琴喚中臣烏賊津使主為審神者因以千縉高縉置
琴頭尾而請曰先日教天皇者誰神也願欲知其名逮于七
日七夜乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴
宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉

東西寶殿

瑞垣の内正殿の後左右あり各南面あり其の義ハ豊受大神宮の所あるよ同也

寶殿二字長各二丈一尺廣一丈四尺

同書神嘗祭條

禰宜先立御鎰大物忌子持立前率立立内院參入次宇治内
人次太神宮司次大内人參持物波忌部乃進置留朝廷幣帛
並御馬鞍具然禰宜開正殿立幣帛物奉入畢次織御衣服此
禰宜仕奉織御衣絹二疋又宇治内人織衣絹一疋次大物忌
父開東幣帛殿御馬鞍具進上畢

建久年中行事

宮司荷前御調絹正殿奉納也官幣綾八端二神主東寶殿參

昇奉納之三神主西寶殿參昇奉納御鞍同時也

興玉神

正殿の乾板垣外玉垣の間坐す西面あり石壇のみよて社殿あり

興玉神五十鈴川上地主也

件神無寶殿以賢木為神殿衢神猿田彦大神是也

建久年中行事興玉神祭條

于時御巫内人衣冠詔乃申申久今年乃六月乃御祭乃十五
日今時於以天興玉乃廣前仁恐美恐申久地祭物忌乃子
乃忌齋奉御神酒御贄等於清淨仁聞食天宮中平仁神事於
藝令奉仕給禰宜神主内外物忌色職掌供奉人等長久久
久勤令奉仕給止恐美恐美申拜八度手兩端

宮比神

興玉神の後坐す北面あり石壇のみよて社殿あり

屋乃波比伎神

正殿の翼板垣の外坐す南面あり石壇のみよて社殿あり

建久年中行事六月條

同朝内外物忌父等衣冠著同自由貴殿神戶所進在二口菓

子、費、請、預、宮、比、矢、乃、波、木、神、祭、也、

北宿衛屋 きたのちやくゑい 外玉垣御門の外、東側あり。

北御門 きたのちもん 裏の御門ともいふ。瑞垣、及内外玉垣に付きたるハ、鳥居あり。

於、不、背、御、門、八、間、長、各、一、丈、三、尺、高、九、尺、

蕃屏 ばんぺい 板垣の外、道を隔て、北に建てり。

御井 みい 北御門の東北にあり。覆屋を設く。忌火屋殿にて用ゆる御料の御井あり。

大宮院御鋪地 おほみやんのおきき 廿年毎に、大宮院を移し奉る、東の御鋪地あり。周圍凡、百三十丈あり。中央に、雨覆せるハ、即、心の御柱あり。

古神寶發掘趾 こまゐ 大宮院御鋪地の内、心御柱の東北にあり。

明治二年、御垣造築の時、玉纏須加利、御太刀三柄を發掘せし所あり。其の刀身を、総べて鏽損せしもの、粧飾の金具、纏玉等ハ、猶存せり。廿二年度、正遷宮の節、調製せられし御太刀ハ、專、こまみよりれたるものとす。

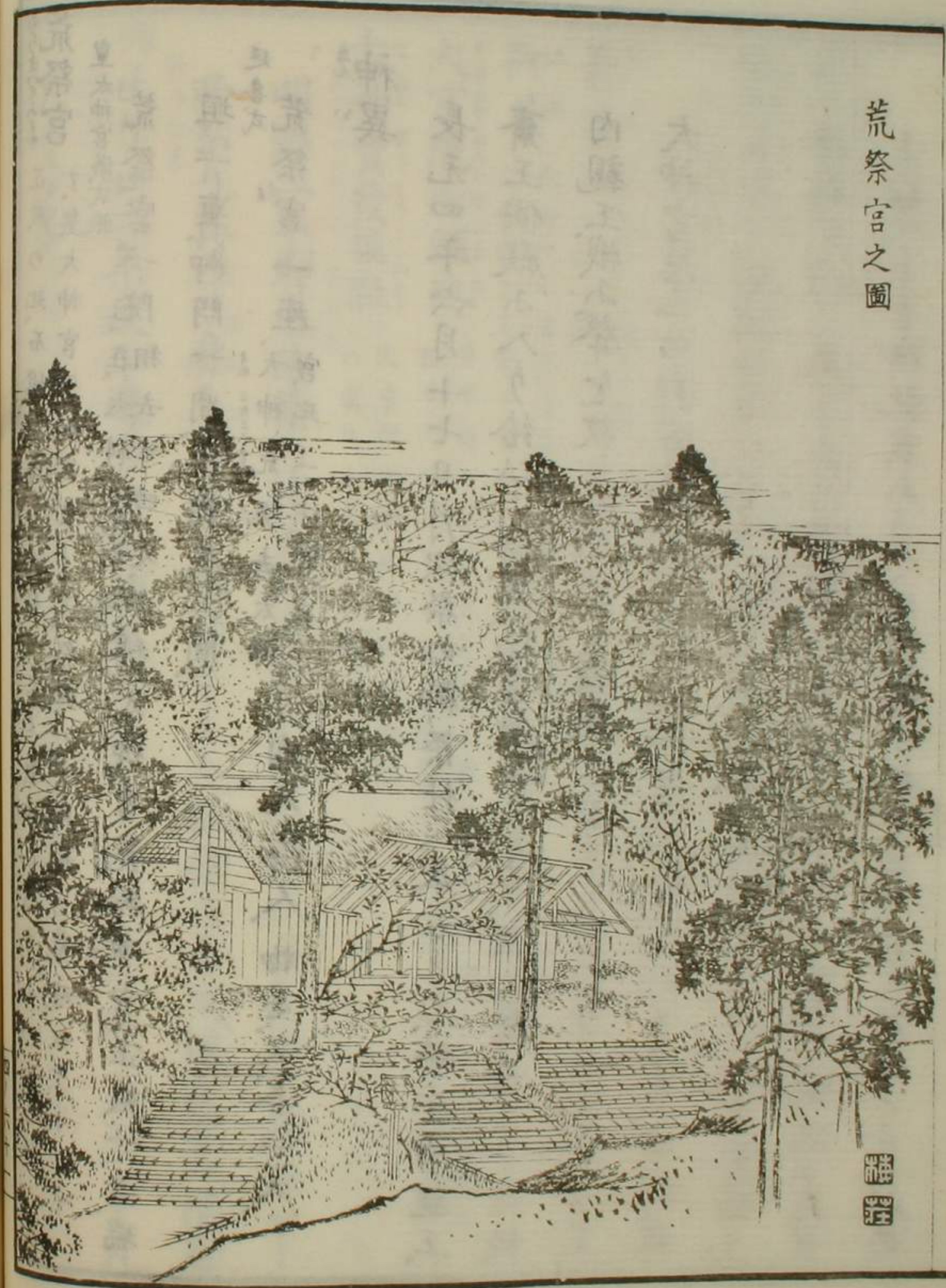
荒祭宮 あらまつりのみや 正殿の北、石燈を降り、又登ること、數歩ある草山の上、鎮り坐す。皇大神宮の別宮として、祭神ハ、大御神の荒魂に坐します。

荒祭宮一院、在、太、神、宮、以、北、稱、太、神、宮、荒、御、魂、宮、正、殿、一、區、瑞垣一重、御門一間、宿衛屋二間、

延喜式 荒祭宮一座、大神荒魂、去、太、神宮、北、二十四丈、内人二人、物忌、父、各一人、

神異

長元四年六月十七日月次祭の御祭仕へ奉るとして、嬪子内親王、齋王候殿小入り給ひし時、忽、迅雷激雨となり、衆人驚怖せし折柄、内親王、俄、小聲を放ち給ひ、祭主輔親を召して宣ひけり。我は、皇大神宮第一の別宮荒祭宮あり。大神宮の勅宣小よりて、汝輔親よ告ぐ。寮頭相通、及妻子の者ども、巫覡の所業をなす人、を誑惑し、神明を汚し奉る。其の罪輕ならず。速よ、公家よ上奏し、配流し處せしむべしと御託宣ありて、所酒數十杯を聞し召されきとぞ。此の



荒祭宮之圖

事、神宮諸雜事記、左經記、小右記、日本紀畧、百鍊抄、其の他の諸書
小炳然たり。今、小右記の文を、左小抄出す。

小右記長元四年八月四日條

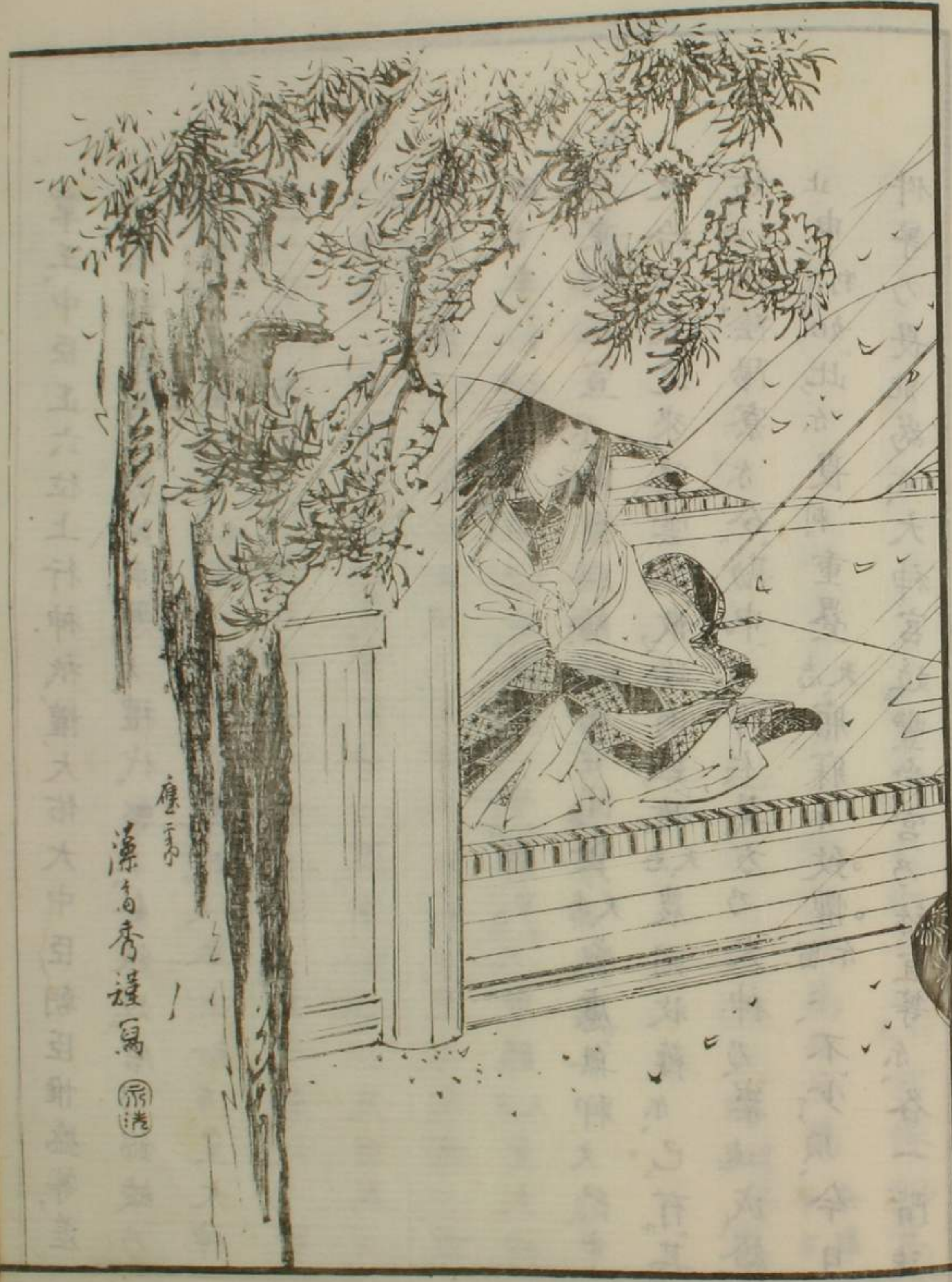
頭辨持來宣旨有覆奏又即歸來傳關白御消息云伊勢太
神宮御託宣事近曾從齋宮内示送然而無子細多仍召
遣齋主輔親奉託宣者也而有所勞不早參上一日參上面
問案内申云齋王十五日著給離宮十六日參給豐受宮朝
間雨降臨夜月明神事了十七日還給離宮欲參内宮暴雨
大風雷電殊甚在上下心神失度人走告有喚由凌風雨
參入間笠二被吹損依召參御前齋王御聲猛高無可喻支
御託宣云寮頭相通不善妻亦狂亂造立小寶倉申内宫外
宮御在所招集雜人連日連夜神樂狂舞京洛之中巫覡祭
狐狂定太神宮如此之事不可然之事也又神事違禮幣帛

疎薄不似古昔不敬神也未代之事不可今深咎抑光清運
出官舍納稻放火燒亡又殺害神民其事遲々無被早行僅
及第三ヶ年十二月晦夜被配光清公家懈怠也奉護公家
更無他念○中件相通竝妻可追越神郡○中八日癸未○中勅命
云齋宮寮頭相通可配流佐渡國妻藤原小忌古曾可配隱
岐國者即仰同辨以左衛門府生秦茂親為佐渡使以右衛
門府生清内永光為隱岐使○中十七日壬辰○中可搦護相通
竝妻之宣旨給伊勢國便使部於鈴鹿山相逢相通搦執隨
身付國司國司驚宣旨尋取妻令護○中廿三日戊辰○中頭辨
傳敕云藤原相通依有可遠流之託宣配流佐渡國而又有
可流伊豆之託宣仍任彼託宣可遣伊豆○中兵部權大輔忠
貞持來宣命草○中天皇我詔旨度掛畏伎伊勢乃度會能五

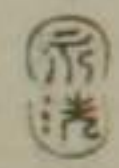
十鈴乃河上乃下津磐根尔。大宮柱廣敷立。高天原尔千木
高知氏稱辭定奉留天照坐皇大神乃廣前尔。恐美恐美申。
賜者久申久。本朝波神國利奈。中尔皇大神乃殊助政。如給所
難往聖毛猶其道乎專須。况朕之不德。奈偏奉欽仰。奈利爰
去六月十七日。恒例乃御祭尔。奈留依天齋内親王諸司遠率
引天參詣之。如跡尔。欲供奉留所尔。暴風雷雨之。每事尔不
静須驚奇布間齋姬忽尔進退失度。比意氣乖常。所寄託
奈其趣先波寮頭藤原相通加妻同小忌古曾。兩三年來。或
波豐受乃高官。止或波大神乃荒祭官。與利給止稱天。已意
乃任尔。别社乎構造利。巫覡能事乎偽。天人倫乃耳目遠驚
之。種々能奇事乎狂尔。致天。猥久損神事。須然猶所職尔備。
天。今日毛率具。利世是大咎利。奈早久祭事乎停廢之。又相通毛乎

神戶乃外尔追越。止部之宣布。因茲天夫婦共尔。科被天拂却
計祭礼毛不勤仕。利奴其間奇異非一須。希代乃事在止聞。
食天旨速委。牟世為尔。祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣
輔親乎令遣召尔。齋王所惱毛未快須。又身病能由遠申。天
旬万天不參上須。適入觀天。所令申尤嚴。氏冲慄無聊久駭。
大坐須誠尔相通加短慮遠咎。給奈利神威乃揭焉。留敬懼
彌深之。仍託宣乃旨尔隨天。更法家尔不令勤天。即今月八
日尔各以配流。夫相通波遠伊豆國尔。妻小忌古曾。遠隱岐國
尔。旁遠久放逐。比以罷遣須。但小忌古曾者。託宣乃文尔。雖
无所指。毛御崇乃起。在其身。波礼深久。尋搜天罪。奈女給。奈利今此
由遠令祈。申止所念。給利。奈故是以吉日良辰乎擇定。天參議
正四位下行右大辨兼近江權守源朝臣經賴。從四位下昭

長元託宣之圖



摩訶
深香謹寫



章王、中臣正六位上行神祇權、大佑大中臣、朝臣惟盛等、差天、忌部、弱肩仁太繼取、懸天、禮代幣仁、金銀竝、唐乃錦綾、乃御幣乎相副、天、常^毛別^毛爾調、潔令、擊持、天奉出、給布、皇大神平、久安、久聞、食、天、愆過不殘、須、咎徵畏消、天、天皇、朝廷乎寶位無動、久、常磐堅磐、夜守日、守爾護、幸、給^天、一天無爲、爾、四海清肅、爾、之、聖運無限久、内平、爾、外成、爾、衆庶歡樂仁、護、助計奉、給^部、恐美、恐^毛美、申、賜^波、久、申、辭別、天、申、賜^波、久、皇大神乃重、奈託宣、爾、御體腦、給^部、由達、聞、食、天、叡慮無聊、久、恐、申、之、給布、又近來騰雲不散、陰雨難晴、^天、農圃收穫、爾、已有、其、妨、^部、仍陰陽寮、爾、令、勘、申、留所仁、異方乃大神乃崇、速成、給、止、申、利、如此、爾、畏利、重疊、^天、寤寐、爾、致懼、爾、不、少、須、今日、件等乃畏能爲、爾、大神宮竝、豐受宮乃祢宜等、爾、各一階、速

加、給布、皇大神此、狀乎平、久聞、食、^天、雨脚早、止、利、雲稼如意、^{奈羅}、爾、玉體晏然、^天、志、遙期萬歲、之、天下靜謐、爾、萬姓安穩、^{牟古}、波、皇大神乃无限支冥、助、爾、可有、止、恐美、恐^毛美、申、賜^波、久、申、

長元四年八月廿五日

續神皇正統記
正平六年八月、^中荒祭、官、有、鳴鑄、聲、西北、飛、

長元四年六月十七日、伊勢齋王、内宮、參りて侍り、
けち、^二、俄、^一、雨降り、風吹きて、齋王、自託宣して、祭主、
輔親を召して、公家の御事、^二、仰せられ、^一、^二、水、^一、度、
度、御酒召して、土器賜ふ、^二、と詠ませ給ひける、

盃よさやけきの見えぬまはちりのおろしを何れ

神和へ奉りける
おろしを何れ
祭主輔親

遙拜所、^{荒祭宮の西にあるを、豊受大神宮、竝に龍原宮、同竝宮の遙拜所として、東にあるは、伊雜宮の遙拜所あり。}
外幣殿、^{板垣の外、乾の角あり。南面あり。其の義ハ、豊受大神宮の所あるに同じ。}
幣殿一院、^{皇太神宮儀式帳}

殿一宇、長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、玉垣一重、廻長十六丈二尺、

皇太神宮儀式帳 春宮坊竝、皇后宮、幣帛、竝、東海道驛使之幣帛、及園、處、之

調、荷前雜物等、納、外幣殿、踰、年、祢、宜、給、之、

御稻御倉 外幣殿の南より、東面あり。

御常供田より、刈り取り、御稻を納むる所あり。往古と、調、御倉、塩

御倉、鋪設、御倉と、合せて、四宇ありて、内外玉垣の間、東面より、並、建

ちたり、き、と、今、は、此の御倉のみ存せり、板垣の外より、移せり。

皇太神宮儀式帳 御倉一院

倉四字、長各一丈八尺、廣各一丈五尺、高一丈、堅魚木各四枚、玉垣、廻長三十八丈、

同書供奉幣帛本記、條 正殿寶殿三殿、亦荒祭、官、鎰、奉、置、西、四、御倉、即其御倉、鎰封、太

神宮司、御厨、置、之、
建久年中行事冬奉神態、條 御常供田當年、作稻、於、廳、舍、懸、之後、御稻、御倉、奉納、例也、而、近

代、外幣殿、與、御稻、御倉、中間、懸、來、也、

兵範記 内院 塩御倉

同書 調、御倉、所奉、安置、神宮、政印也、而、炎、上、出來、之間、於、件、御印者

僅、所、出、奉、也、抑、件、御印、元、雖、奉、安置、酒殿、去、承曆三年、外院、燒

亡、之、時、於、被、殿、依、燒、損、被、改鑄、下、之後、所奉、安置、代代、執行、祢

宜、宿館也、而、猶、依、有、其、恐、去、仁平年中、任、其、祭主、下、知、奉、安置

彼、御倉、
同書 鋪設、御倉、所奉、納、宮中、鋪設、裝束料、庭、疊、坊、領、簾、等、

うちの内、御倉の南より、あり。 内御廐 御稻御倉の南より、あり。

皇太神宮儀式帳 御廐一間、長四丈、廣二丈、高九尺、船一隻、長三丈、廣三尺、

延喜式 二所、太神宮、櫓、飼、御馬、各二足、簡、幣、馬、内、恒、令、養、飼、

兵範記 中院、肆間、萱、葺、御廐、壹宇、

嘉吉三年十一月、伊勢一社奉幣事、十三日甲子時、伊勢一社奉幣使被發遣之、去九月廿三日、内裏燒亡之夜、神宮之櫛之御馬放出、御厩給有休徵之由、祢宜竝祭主、卿次第註進到來、神宮職事權、右中辨俊秀也、傳奏日野新中納言資房卿也、奏聞之處、獻慮被感、思食之間、被謝申者也。

中御厩

御神樂殿の南ふあり。

風宮橋

御厩の西より、風宮に至る参道に渡せる橋あり。橋の前後は鳥居をたつ。此の橋の擬寶珠の内、明應七年と彫刻せるもの一個あり。

僧尼拜所

古く僧尼の拜所として、風宮橋の南端より、枝橋を掛け、南の岸をつたひ、遙に正殿を對して一字を設けありき。今ハあり。

風日祈宮

橋を渡りて、右の方より鎮り坐す。皇太神宮の別宮あり。

當宮元風神社と稱し、禰宜日祈内人を率ゐて、七月一日より三十日まで、風雨旱災を祈り申し、志由皇太神宮儀式帳に見えたり。弘安年中、蒙古襲來の時、神威を顯し給ひて、以て、正應六年三月廿日、

宮跡宣下ありて、別宮ふ列せられ給ひき。

内宮注進状下

弘安四年七月二十九日、禰宜荒木田尚良、豐受太神宮禰宜度會貞尚等十二人、捧起請連署、上奏、二宮末社風社寶殿鳴動、自二十七日及三箇日、今二十九日曉天、自神殿發出赤雲一陣、而直西方、忽起大風、而倒喬木矣、蓋亡九州異狄、今明日之間、歎仍以言上如件。

帝王編年記

永仁元年癸巳三月二十日丙子、陞伊勢風社為宮、賽蒙古難、平

神名祕書

風神社、謂志那都比古神。

社記

正應六年三月廿日、官符改社號、奉授宮號、預官幣、二宮同前也、依異國降伏之御祈禱也、嘉元正遷宮之時、被增作寶殿畢、

八百萬神拜所

風宮の橋際より、龍祭の神の石壇に至る道の左あり。

建久年中行事正月十一日條

八百萬神達拜也、左輪、伴神拜、以往無之、近來拜之、依被所清



白
鱒
三

風宮橋之圖



風宮橋所置擬寶珠之銘

太神宮
風意

蓋于鈴川御祭
豐應寺
太神宮

淨之儀者、神拜以前可參者歟。

瀧祭神 たきまつりのかみ 八百万神拜所の西、五十鈴川の東岸にあり。石壇にして、皇太神宮の所管なり。

往古も、西岸に奉祀せしが、洪水の爲に崩壊たりき。今に、其所を瀧祭の淵と稱せり。年中行事に、城内にて祭事を行ひ、由見えたれど、建久の頃、己よ此の地にて奉祀せしなりべし。

皇太神宮儀式帳
瀧祭神社 在、太神宮西
建久年中行事 川邊無御殿

六月十九日、瀧祭、御神態次第、正權神主、竝に玉串、大内人、各衣

冠、著鳥居、經被所、大楠本、置石、東際、南上、西面著。

次、瀧祭ト申ス。一、鳥居ノ西、河ノ向ニ森アリ。是ハ、御殿モナ

クシテ、大地ノ底ニオハシマス。

夫木抄 浪とる花のまづ枝の岩枕瀧のまよわきよむむらむ 西行

神祇百首 瀧の宮の道傍よりぬらむ波と見るまよむる卯のむ 度會元長

被所 瀧祭石壇の南にあり。御遷宮の時、御神寶御装束及神官を被ひ清むる所あり。

外御廐 裏參道御橋の外にあり。

皇太神宮儀式帳 兵範記
廐 一間、長二丈、廣一丈、高一丈。

外院、肆間、板菅、檉御馬勞、飼館壹宇。

高倉殿 たかくらどの 外御廐の北にあり。石壇、即其の趾あり。

往古も、殿舎ありて、御船代、御船代、其の他、御神寶等々の朽損したる物を納むる所なりき。

寛正造營記 三具之御槌代、御船代、竝に朽損、御装束、御神寶等之落散塵

芥巻、高倉殿奉納、件、高倉殿寶殿、令退轉顯露之間、以兩所相

殿御座板覆藏 永正記

古物御槌代、御船代等、莫及顯露、高倉殿奉納之、外宮宿館中、所令秘藏也。

永正記
 高倉殿參拜之時、可有思慮事、古物朽損之塵芥、近邊亦令散
 亂、假曾免、毛不可踏越也。
 裏見張所、高倉殿趾の西あり。神宮衛
 士の晝夜を戒むる所あり。
 神苑

此の地、元館町と稱し、神宮の齋館あり、一所あり。近年、有志の輩、神
 苑會を起して、人家五十餘戸を撤去し、樹石を排置し、神域の風致を
 添へたること、山田神苑と同一。

茶臼石

荒祭宮の北に當れる宮域にて、往々之を拾ひ取る者あり。土俗
 茶臼石といふ。其の質甚堅ならず。多くは青、或ハ赭色あり。形鳩
 眼の大きき中、穴あり。管玉に類せり。何の頃の物なるか。知
 るべからず。今は漫々拾ひ取らることを禁せられり。

茶臼石之圖 木庭保久藏



百枝松

水左記

何所よりあり。今詳ならず。水左記又大神宮御前とあるに、南宿衛屋の邊よりあり。あるべし。

承保三年四月八日、或人語云、今日有軒廊、御卜事、去三月

八日申時、伊勢太神宮御前、百枝松顛倒怪事。○下

風雅集

神踏山百枝の松も更又幾世君よ整りたくらむ 土御門小宰相

藤源をみもを川よせきいれて百枝の松よかけよとを思ふ 西行

西行上人勸め侍りたる御裳濯川の歌合判りて違へける時返し、

藤原もみすそ川の末るればつづえもうけよ松の百枝よ 俊成

神治山百枝の松乃ときは蔭者必よ君をちりたるを 慈鎮

身にちめて君をぞ思ふ神治山百枝の松乃子代の嵐り 同

神垣や百枝の松よ整りおく言の葉毎より恵あるべし 荒木田成定

人志が百枝の松を頼むるれ後の末葉もあそんけむ 俊成

夫木抄

春の比伊勢の内宮の神殿へ侍りけるふ、百枝の松、凡の音長岡にて神さびまさりけしはよみ侍りける。

續門葉集 神垣や百枝の松よおとづきて緑の空ハ春風ぞふく 前権僧正通海

續門葉集

神垣や百枝の松よおとづきて緑の空ハ春風ぞふく

前権僧正通海

天文十一年太神宮十首

神代より頼みくさのうけつぎて教ふ百枝の松むあまし 御製

大山祇神社 宇治橋の東一町許、山の麓

大山祇神社

宇治橋の東一町許、山の麓

二見郷神役人所藏古詔刀文小、宇治郷岩井田在、岩井、高神、山神

七所御前とあり。建久年中行事よ、正月七日、山神祭アリ。件ノ神

在所ハ、岩井田村也と註せり。近年まで、皇大神宮の所管ふして、

社殿ハ、二百年来官營ありき。或ハ云ふ。岩井神社也、此の社なら

むと、傍に、子安社の小祠あり。土俗、安産を祈る小、其の靈顯著し

とて、信仰する者多し。

建久年中行事四月山神祭條

今日、河原神事以後、自酒殿、酒一瓶、菓子一籠、贅一喉、小

帖紙一帖、被奉、彼神、其後祭禮也。又三度、御祭、竝六節會之

時、同自酒殿、度別米二升、乃請預、件社、祝部等調備供也。

磯部朝熊道大山祇神社の北よりあり

岩井田山を漸のぼれど、岐道あり。右に取久川よ沿ひて行くときは、四里餘ふして、皇大神宮別宮伊雜宮に至るべし。其の中途あり合坂山も、伊勢志摩兩國の界あり。此の間よ、彦瀧、鳴瀧、組石、三方石、鮎留石等ありて、山水、頗清美あり。まよむがら道を取て、山肩を行くときは、六十町ふして、朝熊岳の頂よ達す。

石井神社社地大山祇神社の北よりあり。皇大神宮末社の社地あり。

域内よ、高さ二丈よ餘れる巨岩あり。土俗、岩社と稱す。社殿中絶して、御靈代も、津長神社の御殿よ座す。或ハ云ふ。是、岩根社の舊趾なりと。

建久年中行事正月十日旬神拜條

元祿勘文 岩社末社在川原村、南東山 社廻八十六間、社當時中絶。

山口祭場石井神社の地

皇大神宮式年御造營の時、山口木本祭を勤行する所あり。

荒木田一門氏神社岩井田山よ坐す。荒木田姓一門の祖神を祀る。

岩井田山下神社氏神社の同殿よ坐せり。

除當番之外、正權神主、彼社頭參、但件社、兩所也。荒木田氏但當時

二門田邊本社參祭、同一門、小社湯田野社參祭也。宇治郷

岩井田○中 又、宇治氏、石部氏、同、初申、日祭也。宇治氏、字上

山、勸請、畧、社祭、石部氏、岩井田、山口祭也。

從三位荒木田神主守武靈社趾荒木田一門氏神社の西にあり。石壇を存す。

守武神主ハ、天文十年四月廿三日に執印せし、皇大神宮の一禰宜あり。神勢の暇を以て、心を、風咏よ寄せ、常よ、宗祇、宗長等と交、連歌の奥旨を極めたり。享祿三年、獨吟千句、飛梅の巻を綴り

守武神主像 藤波氏命藏
 松尾桃青畫
 葛飾素堂贊



荒木田子河以清誓風冠出
 得字為松為穗 成福在八能林

葛飾隱生素堂贊

印

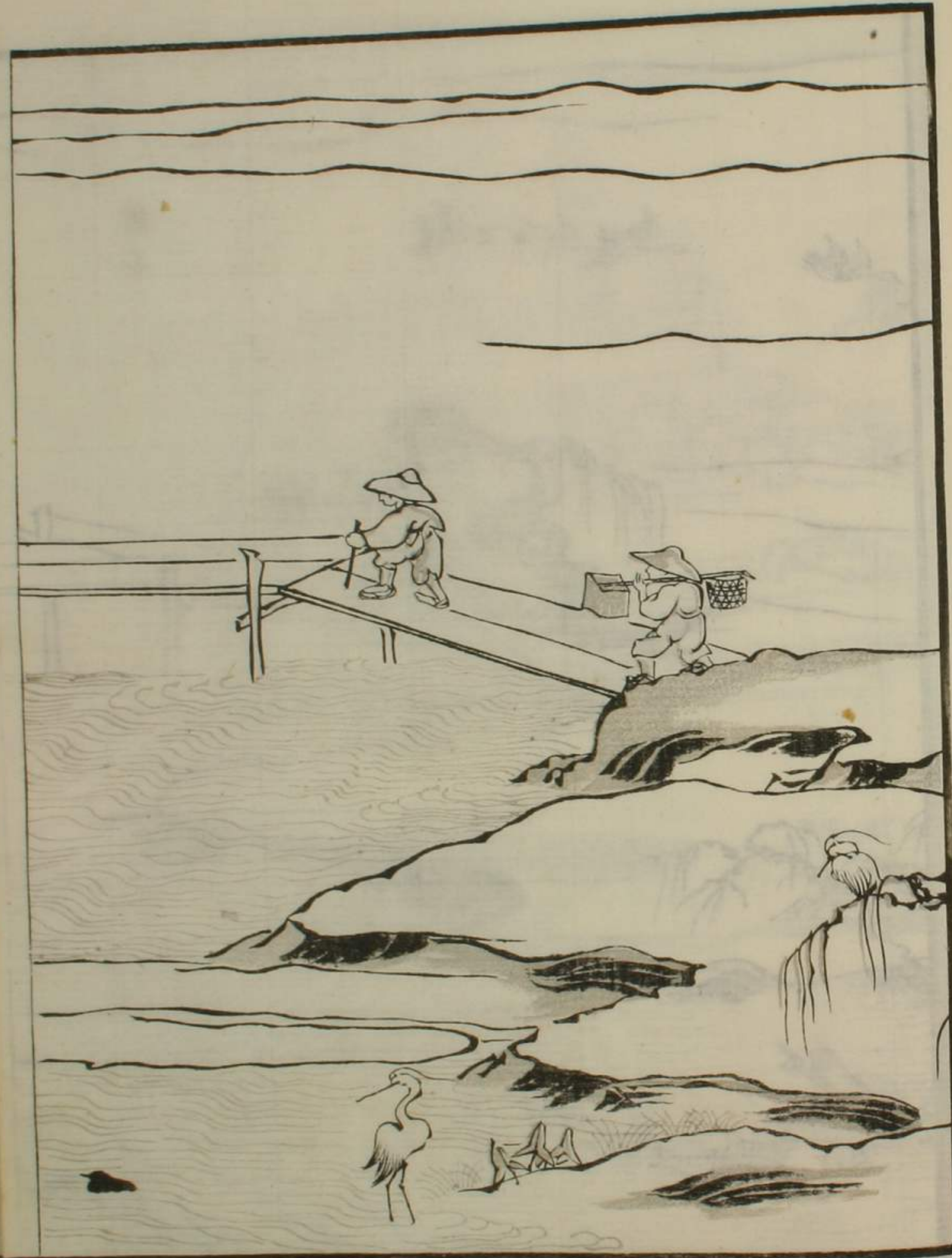
て始めて俳諧の式を定む。大永五年九月庚申の夜、世中百首を詠せり。此の歌、脩身齊家に、裨益尠ならず。刊行して、世間も傳ふ。所謂伊勢論語、是なり。同十八年八月八日、薨す。歳七十七か。寶曆年中、千賀良珍、靈社を、此の地に設けしが、近年、朽損に及び。により、裔孫、蘭田氏之を、邸内に移せり。

大沼橋 おほぬまのむら 所在、詳ならず。

新名所歌合畫題の一あり。案ずるに、類聚神祇本源より引用せる。長徳三年八月、外宮田社檢録、石根社、在上宇治と見え、たれむ、大沼の名稱ハ、上宇治に在りしを知るべし。さて、此の大沼橋ハ、永享六年、宇治橋造營の時まで、岡田の邊より、東岸に渡志し、假橋の名なりしからむ。

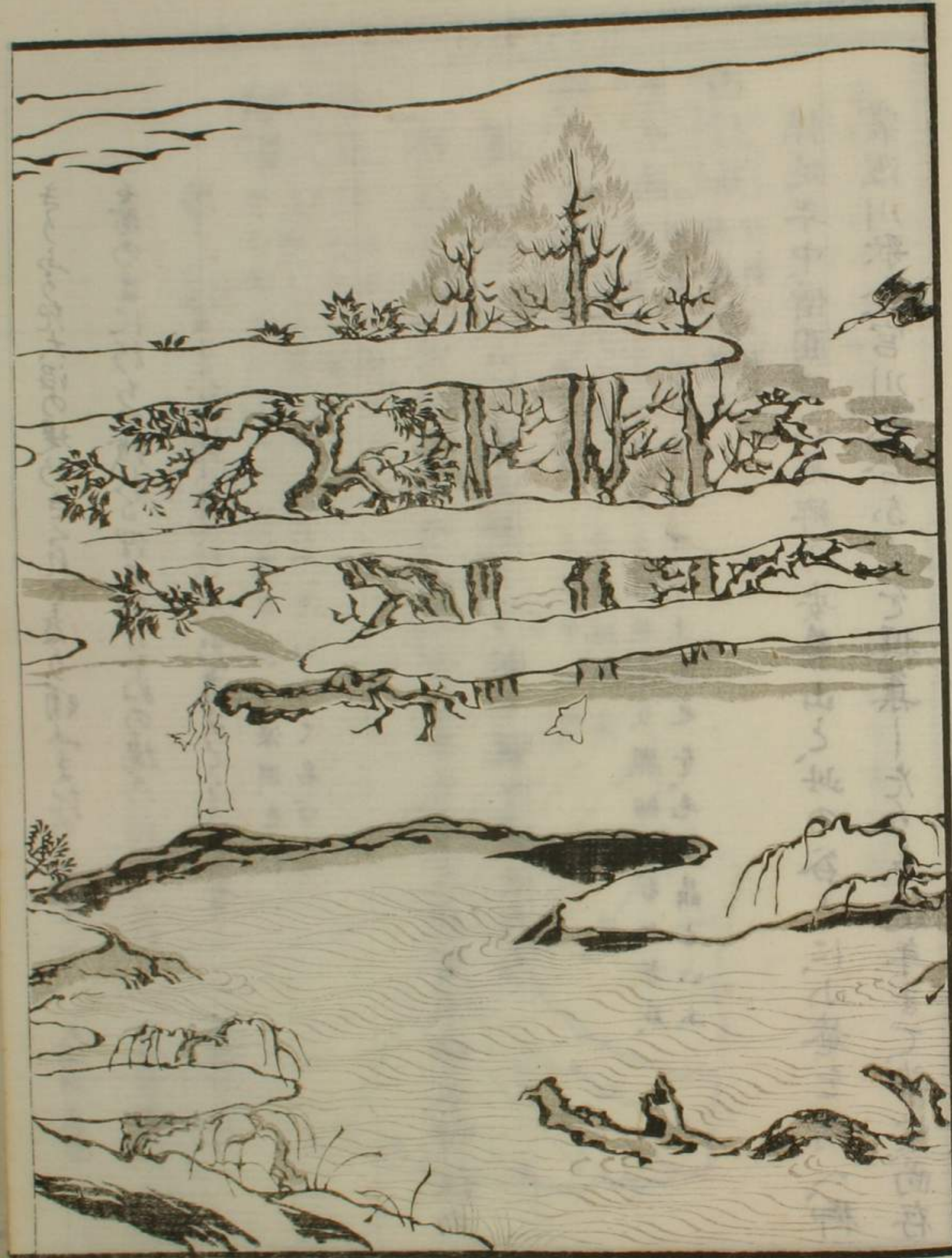
新名所歌合 たちこむらねの橋ハ、ほのえをて、霧よれぬ、杖の小出 大中臣定忠

度會や大沼の橋もどごえせず秋田かりあげ沼まはれ	荒木田尚良
あけぬとていねも賤やゆらむ大ぬ乃橋を渡り里人	荒木田成言
ほろほろ霧はをまにとごえておほぬの橋をふるす秋風	僧都行實
たゞ渡さるも霞よさらけず大沼の橋ハ霧深くとも	法眼能圓
山本ハ絶乃まればる秋霧よおほぬの橋もうつもはなり	荒木田成宗
たち渡り大沼の橋の霧深くは佳春の人や道迷ふらし	荒木田長興
秋霧のたつや大ぬのうき橋のうきとてあふもはるまをなき	荒木田氏行
憂きこよはおほぬの橋よまつ霧はれぬや世を渡りぬ	大法師良玄
思ふ事れぬの橋ふかきつけて世をあき霧と立ち渡りぬ	荒木田経顯
うきこよはおほぬのはの霧深くはなち迷ふ世を渡らむ	大法師圓親
立ち渡り橋も見えず霧深きおほぬのうき霧の夕ぐれ	荒木田定顯
霧深き大ぬの橋の朝がらけ風を人も渡りぬるもさ	



新名所畫
卷縮寫
大沼稿之
圖





きりふり大沼の堤ゆきくられて渡り煩ふまたのつきこし

大法師良譽

霧のまに朽ちて残れる埋木やおねの楊乃初なりをむ

大法師尊親

思ふに浮きそおほぬの楊枝立つ霧のまをまもなき

大法師良恵

馬淵

宇治橋より下五町許東岸ある深淵をいふ。傍に高帽子岩あり。形を以ちて名づく。

母豆社

馬淵の岸上にある小祠あり。

郷談に荒木田神主経雅の説を引き、皇大神宮末社求神社の舊趾ありといひ、儀式解にも此の説を載せたり。

餓鬼谷

館町の東に當れる谷をいふ。真常院と云ひ、寺の趾あり。

毛水晶

餓鬼谷より生ずる石英あり。緻細なる六方石、凝結して板をかせり。土俗之を毛水晶といふ。

西行谷

館町の異五丁許あり。

保延年中僧圓位二見郷の安養山と、此の谷とに、小菴を構へ御裳濯川歌合、宮川歌合などを撰集したりき。近年まで、茅堂尚存

西行法師木像

上部苗齊撰寫本

奥山中書所藏

我宇治郷有地馬曰西行谷相傳師之去京初匿於此時潛之京與中納言定家諸公游其妻物色來自京見師怨嘆師曰婦人故兵衛義清之妻歎義清今化為僧非故兵衛也欲必見兵衛乎乃起抱一木人來居諸婦前曰君夫即是君與之語遂滅跡而去妻亦遂感悟自覺為尼以終其身云後人以貞婦之所夫事敬之如師禮而祠于此其像高二尺坐而跏形苦嶺色黝黑斧痕粗樸一見知其為千年物



梅谷信實

し、尼僧住み居けまば、雅客常と道遥して、夏日も瀑布に、炎塵を洗ひ、秋夜も、月下も、鹿鳴を待つふど、頗、幽興も適せり地なりき。

蟄居紀談

西行上人のいのある用やありきむ。打綿といふ物を背負ひて、宇治郷標木館といふ者の前を過られざるを、館の家より見て、そまは、うろつといひきまば、よきなりながらに、宇治川乃瀬よ、守あゆの腹よ、こそうるかといへるわをも有りけんといふことなむ。

西行法師世を遁れ、室の戸を、神照寺とあむいひけるは、天照す御かげを、谷がくれも残らずや有りけん。圓位と名のり出で、に、大圓鏡智の内證を、さあがら成しける。さうする人よひられて、たゞに帰りがむ。も心うきに、筆のたまさびよまうせ侍り。

二根集

言のまよ、陽きて住み、谷の庵も梢の秋も色に戀せらむ

西三條實隆

神照寺板額

夜坐更闌眼未熟情知弁道可山林溪聲入耳月到眼此

外更須何用心

僧道元

同

くもま、都のなつみ麻をむむを、かえれ名、宇治の里

長明

西行谷の麓よ、流あり。女共の、芋洗ふを、えうろ、

芭蕉文集 甲子吟行

芋あらふ女西行あらむ歌よまむ

むせ次

康永参詣記

西行庵趾

坂士佛

此地空餘山寂寞昔人去後幾朝昏綠蘿菴舊絶蹤跡只
有松風敲寺門

世木

西行谷の西ある田圃の字なり。

此の地、建久年中行事に見ゆ。又、兩宮禰宜轉補次第記、康和三
年四月、一禰宜荒木田忠元、世木の長官と稱したる由見えたり。
建久年中行事 六月、讀伊佐奈岐兩宮神皇條
自岡田辨財天世古河原出、世木淵、南經彼宮參

神馬埋場 宇世木あり。皇大神宮御馬の病斃
菩提山神宮寺趾 西行谷より、三町許東の山

寺傳云ふ。聖武天皇の勅願により、天平十六年、僧行基の草創
せし所ありと。續日本紀云、丈六佛像を、伊勢太神宮に造るとあ
るは、即此の寺乃本尊ありと、舊蹟聞書に見えたり。往古も、大伽
藍なりしが、數度の火災に罹りし由。寶曆年中所建の本堂、山門
等、近年まで存したりき。

類聚大補任
弘長二年十一月廿五日、菩提山自院王坊失火、丈六堂、本
堂、多寶堂、經藏、本坊寶藏、拂地、燒亡了。

香爐風薰す。弘正寺の淨場、茶竈煙幽あり。菩提山の禪坊
宮、
天平神護二年秋七月丙子遣使造丈六佛像於伊勢太神

かろる寺を一見して、朝熊の宮まありぬ。

伊勢にて菩提山上人よ
月と對して述懐せしに

山家集
めぐりていそを井のよそに成りぬも月よるれゆむびなきな 西行

一葉集 菩提山
山寺の悲しさ告げよどころ堀 かせ成

同
神垣や思ひもかけず 福たん像 同

瀑布 舊境内の溪
曼陀羅石 舊境内あり。長さ五尺、幅三尺許。石面は梵字多

經瓦 此の地にて往々拾ひ取る者あり。両面は經文
古墳 後の山の半

すべて三箇所あり。近年其の一箇所を發掘す。瑪瑙の曲玉、金銀
鑲數品、太刀、土器等を藏せり。其の構造、大石を以て、四方を疊み
覆石ハ頗巨大あり。今形跡は依りて、之を考ふるに、千年以外の

僧相西屋如來屋歡喜入道屋妙法僧定宗屋佛種字清
四即大養氏平氏平里天同小犬世菜田五即子沙弥樂所尼如法
龍原醒自王丸仔執大郎九國相五郎九七若九僧行祐勇勢
僧玄海平下野一志氏伴氏同氏同氏

兼安四年^{歲次}七月日於南間浮提大日本國東海道三河國濱
美郡伊良期御方御見寺釋迦末法時衆駢佛像衆奉
塔波女衆部妙典釋迦末法時後上首歲聞靜又圖此

奉造顯書尾畢 大願法主所門西觀

大檀越度會常章度會依子仙王愛子同瀧寺

同心檀越度會春日章大宅氏

同心助成施主依伯國親女大施主磯部氏貞愛子

同心助循筆既人王對佛了乍西人對佛子道西僧

僧兼仁僧聖賢僧慶下僧教春僧良中人

同山門徒衆僧長源藤田新支地藏堂

僧聖心大史四八田屋大史長太布石見

物と覺ゆ恐らくとも、宇治土公氏の祖先の古墳あらむる。

